

第三編

啓発・管理執行

1 明るい選挙推進運動

(1) 第22回参議院議員通常選挙に係る啓発事業要領

鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会

1 趣 旨

今回の参議院議員通常選挙が明るく行われるために、選挙の意義と投票日等の周知を図るとともに、特に投票参加の呼びかけに重点を置いて、各種の啓発事業を行うものとする。

2 重点事項

- (1) 選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進

3 実施主体

- (1) 県及び市町村の選挙管理委員会
- (2) 県及び市町村の明るい選挙推進協議会

4 実施事業

県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

- (1) 県及び市町村が共同して行うもの

ア 明るい選挙推進大会の開催

イ 啓発用物資の配布

ウ ポスターによる啓発

エ 「選挙のしおり」による啓発

オ 街頭啓発

カ 懸垂幕・横断幕等による啓発

キ 店内放送等による啓発

ク 立候補者に対する申し入れ

ケ その他

- (2) 県が行うもの（島根県との共同取組を含む）

ア 若者が集まる店舗での啓発

イ マスメディアを活用した啓発

ウ 公共交通機関を活用した啓発

エ 広告塔による啓発

オ 便宜供与の依頼

カ 委員長談話による啓発

キ その他

- (3) 市町村が行うもの

ア 広報車による啓発

イ 広報紙等の利用による啓発

ウ 街頭啓発

エ その他

5 統一標語 「自分へと、必ずつながるその一票。」

(2) 第22回参議院議員通常選挙に係る啓発事業計画

No	事 業 名	事 業 の 内 容	備 考
1	明るい選挙推進大会の開催	参議院議員通常選挙に向けて、選挙違反の防止及び投票総参加についての意識高揚を図るための大会を開催。 日 時：平成22年5月27日 場 所：倉吉未来中心	
2	若者が集まる店舗等での啓発	コンビニエンスストア・ファミリーレストラン・本屋・ビデオ店などの若者が集まる店舗に卓上のぼりの設置を依頼。またコンサート会場などにおいて選挙をPRし、若者に対する啓発を強化。	
3	マスメディアを活用した啓発	テレビ及びラジオを活用した啓発を実施。マスメディアに取り上げられる機会を増やすため、選挙行事を積極的に情報提供。	島根県との共同取組
4	公共交通機関を活用した啓発	バス外装広告（張幕）、JR車内吊り広告及び車内アナウンスにより投票日を周知。	
5	啓発用物資の配布	投票日等が記入された啓発用物資を作成し、県及び市町村で行われる街頭啓発等の際に配布。	携帯用ティッシュ・うちわ
6	ポスターによる啓発	明るい選挙推進や投票日周知を図るため、ポスターを作成し、官公署・金融機関・店舗等に掲示依頼するとともにポスター掲示場等に掲示。	
7	「選挙のしおり」による啓発	「選挙のしおり」を県内全世帯に配布し、投票日を周知するとともに、「選挙の大切さ」「投票の意義」を呼びかける啓発を実施。	島根県との共同取組

8	街頭啓発 (若年層の啓発強化)	県及び市町村の選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会が協力して、街頭啓発を実施。 県は、大型店などにおいて、人気キャラクターなどを登場させたり、学生ボランティアの協力を得て街頭啓発を実施し、若年層に対する啓発を強化。	・県内1カ所(ジャスコ鳥取北店など)で開催 ・キャラクター(鬼太郎)による啓発
9	懸垂幕・横断幕等による啓発	投票日周知用の懸垂幕及び横断幕を作成し、各市町村庁舎、総合事務所、JR鳥取駅・米子駅等に掲出。また自動車張幕を物資輸送車に掲示。	
10	広告塔による啓発	県庁内及びJR鳥取・倉吉・米子駅の広告塔により、投票日の周知及び明るい選挙を推進。 また、県庁電光掲示板を利用した啓発を実施。	
11	店内放送等による啓発	県内の大型店等の店内放送、商店街放送及び市町村や事業所の有線放送等を通じて投票日を周知。	遊戯業協同組合との連携
12	立候補者に対する申し入れ	立候補者に対して、選挙ルールの遵守を申し入れるとともに、選挙事務所に選挙ルール遵守の要望事項を記載したポスターの掲示を依頼。	
13	便宜供与の依頼	鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会及び鳥取県商工会連合会を通じて、投票当日に勤務する有権者に対して、投票機会確保のための便宜を与えるよう協力を依頼。	
14	委員長談話	県選挙管理委員会委員長の談話を発表。	公示日、選挙期日

(3) 明るい参議院議員通常選挙推進大会開催要領

1 趣旨

来る参議院議員通常選挙に向けて、啓発講演等を通じて主権者としての自覚と豊かな政治常識、選挙のルールを守るという意識を深め、明るい選挙の実現に資する。

2 主催 鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会、鳥取県明るい選挙推進協議会連合会

3 期日 平成22年5月27日(木) 10:00~11:40

4 場所 鳥取県立倉吉未来中心 セミナールーム3(所在地:倉吉市駄経寺町212-5)

5 参加者 各市町村の選挙管理委員、明るい選挙推進協議会委員、一般県民等 約150名

6 日程

	9:30	10:00	10:05	10:15	講 演	11:30	11:35	11:40
受付	開会	連合会 表彰				大会 宣言		閉会

7 研修内容 講演 講師:鳥取大学地域学部教授 藤田 安一 氏

(4) 第22回参議院議員通常選挙に係る街頭啓発実施要領

1 趣旨 参議院議員通常選挙に向けて、明るい選挙と投票総参加を広く県民に推進するため、街頭啓発を行う。

2 主催 鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会

3 共催 鳥取市選挙管理委員会、鳥取市明るい選挙推進協議会

4 実施日時 平成22年7月4日(日) 午前11時から正午まで(投票日の一週間前)

5 場 所 イオン鳥取北ショッピングセンタージャスコ鳥取北店(鳥取市晚稻100-1)の出入り口付近2箇所

6 参加者 20名程度

○県選挙管理委員会委員:2名(古賀委員長、英委員)

○県選挙管理委員会事務局職員:5名(伊藤事務局長、灘尾・小谷・秋元・加賀田各書記)

○学生ボランティア:5名程度

○鳥取市選挙管理委員会事務局職員等:7~8名

7 活動内容

(1) 県選挙管理委員会委員長挨拶

(2) 啓発物資配布

- 啓発物資(携帯用ティッシュ1500、うちわ1500)

- 選挙のしおり(1500)

(3) 着ぐるみによるPR(めいすいくん、トリピー)

8 大学構内での啓発活動

若年層向け啓発強化策として、鳥取大学構内での啓発活動を実施。

(1) 啓発物資の設置…ミニのぼり・チラシ・ポスターを生協・学食、図書館等に設置

(2) 大学構内でのチラシ等配布活動…7月上旬の平日にチラシ、ティッシュ・うちわを配布

(5) 第22回参議院議員通常選挙市町村啓発事業一覧

区分	街頭啓発	広報車	有線放送	広報紙等	その他
鳥取市	○	○	○	○	○
米子市	○	○	○	○	○
倉吉市	○	○	○	○	○
境港市	○	○	○	○	○
岩美町	○	○	○	○	○
若桜町	○	○	○	○	○
智頭町	○	○	○	○	○
八頭町	○	○	○	○	
三朝町	○	○	○	○	
湯梨浜町	○	○	○	○	
琴浦町	○		○	○	○
北栄町	○		○	○	
日吉津村			○	○	○
大山町	○	○	○	○	
南部町	○	○	○	○	○
伯耆町	○	○	○	○	○
日南町	○	○	○	○	
日野町	○	○	○	○	○
江府町		○	○	○	

(6) 委員長談話

ア 公示日

本日、第22回参議院議員通常選挙の期日の公示が行われ、来る7月11日に投票が行われることとなりました。今回の選挙は、社会的な課題が山積している状況にあって、今後の我が国の進路を決定する上で、極めて重要な意義を持つものであります。有権者の皆様には、選挙の意義を十分に理解され、選挙公報や政見放送などにより、各候補者や政党等の政策、見識等を見極めるとともに、自分の投じる一票が国政を動かしていくということを、再度、ご認識いただいた上で投票いただきたいと思います。また、投票率が低いということは、民主主義国家において極めて憂慮すべきことであります。有権者の皆様が、主権者として棄権することなく投票に参加し、責任ある一票を投じられることを切に希望いたします。最後に、政党等候補者及び選挙運動関係者は、政見や政策を十分に有権者に訴えられるとともに、選挙のルールを守り、違反のない明るくきれいな選挙運動を展開されるよう強く要望します。

平成22年6月24日 鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

イ 投票日

第22回参議院議員通常選挙は、いよいよ投票日を迎えることになりました。このたびの選挙は、これから政治を託す、私たちの代表を選ぶ大切な選挙であります。有権者の皆様には、候補者の政策、見識、また、政党等の政策を十分検討されていることと存じますが、皆様の一票が今後の我が国の進路を決定するものであることを今一度ご認識いただき、自らの自由な判断に立った責任ある一票を投じていただきたいと思います。選挙は民意を政治に反映させる大切な機会であり、有権者の皆様が、棄権することなく全員が投票されるよう切望いたします。最後に、各市町村選挙管理委員会におかれましては、投票・開票等の管理執行に万全を期していただき、このたびの選挙が公正かつ円滑に執行されるようお願いいたします。

平成22年7月11日 鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

2 管理執行通知等

(1) 参議院議員通常選挙における候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の規制について(通知)

第200900159957号

平成22年1月12日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

このことについて、関係後援団体等に対して別添写しのとおり通知しましたので、御承知ください。

《別添写し》

第200900159957号

平成22年1月12日

民主党鳥取県総支部連合会 代表者、自由民主党鳥取県支部連合会 代表者、社会民主党鳥取県連合 代表者、日本共産党鳥取県委員会 代表者、公明党鳥取県本部 代表者、国民新党憲友会鳥取県支部 代表者、幸福実現党鳥取県本部 代表者、坂野真理後援会 代表者、田村耕太郎後援会 代表者、田村耕太郎政策研究会 代表者、税理士による田村耕太郎後援会 代表者、フロンティアとつとり 代表者、耕々会 代表者、細川幸宏後援会 代表者、鳥取県藤井基之薬剤師後援会 代表者、鳥取県水落敏栄後援会 代表者、森元つねお鳥取県後援会 代表者、田村

耕太郎、小谷 真理、岩永 尚之、細川 幸宏 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

参議院議員通常選挙における候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の規制について（通知）

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）及び後援団体の政治活動のために使用される文書図画の掲示については、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条第16項から第19項の規定により規制が設けられておりますが、参議院議員通常選挙にあっては、同条第19項の規定により、任期満了の日の6月前の日から当該通常選挙の期日までの間、規制が強化されます。

今回任期満了となる現任の参議院議員の任期満了は平成22年7月25日であります。したがって、その「任期満了の日の6月前の日」に当たる日とは平成22年1月25日であり、同日から当該通常選挙の期日まで政治活動用文書図画の掲示について下記のとおり規制されますので、御留意ください。

記

- 1 平成22年7月25日に任期の満了する参議院議員通常選挙に立候補しようとする公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画を当該選挙区内に掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当するものとみなされること。
- 2 公職の候補者等の後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画を掲示する行為についても、上記1と同様であること。
- 3 次の文書図画を掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当しないものであること。
(1) 立札及び看板の類については、次に掲げる総数の範囲内で、かつ、公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り掲示されるもの（縦150cm、横40cm以内で、県選挙管理委員会（比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が交付する証票を貼り付けたものに限る。）。

選挙の種類	立札及び看板の総数	
	公職の候補者等	後援団体
参議院比例代表選出議員の選挙	100 (12)	150 (18)
参議院選挙区選出議員の選挙	12	18

※「参議院比例代表選出議員の選挙」欄の（）内は、鳥取県の区域内に掲示できる数

- (2) 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場で当該演説会等の開催中使用されるもの。
- (3) 法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定により、選挙運動期間中に使用することができるもの。

(2) 参議院議員通常選挙における公職の候補者等及び後援団体に関する寄附の規制等について（通知）

第201000013173号
平成22年4月20日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

このことについて、関係後援団体等に対して、別添写しのとおり通知しましたので御承知ください。

《別添写し》

第201000013173号
平成22年4月20日

政党の支部代表者、関係後援団体代表者 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

参議院議員通常選挙における公職の候補者等及び後援団体に関する寄附の規制等について（通知）

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の2及び第199条の5の規定により、参議院議員通常選挙にあっては、参議院議員の任期満了の日前90日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間は、寄附等の禁止が強化されます。

については、任期満了となる現任の参議院議員の任期満了日は7月25日でありますので、その「任期満了の日前90日に当たる日」は4月26日となり、同日から通常選挙の期日までの間は、公職の候補者等及び後援団体に関する寄附等に対する規制が下記のとおり強化されますので、御留意ください。

記

- 1 今回任期の満了する参議院議員通常選挙に立候補しようとする者（現在、参議院議員の職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）は、自己に係る後援団体に対し、寄附をしてはならないこと。ただし、資金管理団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による届出がされた政治団体をいう。）に対する寄附は除かれること。
なお、公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために、その選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする寄附についても禁止されるので留意すること。
- 2 公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又はこれらの者を推薦し、若しくは支持することが

その政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、その団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をしてはならないこと。

3 何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う行事において、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならないこと。

（3）書簡文

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成22年7月25日の任期満了に伴う第22回参議院議員通常選挙は、現在開会中の国会日程から想定すると国会閉会の日から24日以後30日以内に執行（公示日想定6月24日、選挙期日想定7月11日）されることとなります。

参議院議員通常選挙に関する留意事項については、おって正式に通知しますが、事前準備の都合上、当面の予定等について下記の通りご連絡します。

貴職におかれましても、国政の情勢・動向に十分ご留意をいただくとともに、選挙事務執行体制の確立を図り、選挙の管理執行が円滑に行われますよう格別の御配慮をお願いします。

敬具

平成22年4月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長

各市町村選挙管理委員会委員長様

記

1 参議院議員通常選挙の制度の周知

参議院議員通常選挙の選舉の名称及び投票方法は次のとおりであるので、選挙人に対して周知を図ること。

選挙の名称	投票の方法
参議院比例代表選出議員選挙（略称：参議院比例代表選挙）	名簿登載者の氏名又は政党名を記入
参議院鳥取県選挙区選出議員選挙（略称：参議院選挙区選挙）	候補者の氏名を記入

2 投票用紙の様式

投票用紙の様式は、次のとおり定める予定であるので、選挙人に周知すること。

区分	用紙の色	文字の色
参議院比例代表選出議員選挙	白色	赤色
参議院鳥取県選挙区選出議員選挙	薄い黄色	黒色

なお、鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とすること。

3 選挙人名簿の登録

参議院議員通常選挙の選挙時登録の基準日等については、次のとおり定める予定であること。

- (1) 被登録資格の決定の基準となる日（登録基準日） 公示日の前日 ただし、年齢については、選挙期日
(2) 登録を行う日（登録日） 公示日の前日

4 ポスター掲示場

- (1) ポスター掲示場の区画数は、参議院鳥取県選挙区選出議員選挙については、「6」と定める予定であること。

(2) ポスター掲示場を設置する予定の場所をあらかじめ実地調査し、設置することが実際に可能かどうか、その状況を的確に承知しておくこと。

(3) 業者の選定に当たっては、材料の仕入れ、ポスター掲示場の作成及び設置方法について状況を十分に承知させておくこと。

(4) ポスター掲示場の設置に当たっては、循環型社会の実現に向け、再利用の促進や鳥取県認定グリーン商品等の循環型資材を使用する等廃棄物の抑制とリサイクルの推進を図ること。

(5) ポスター掲示場の体裁は、別途通知すること。

(6) ポスター掲示場の総数を法定数から減ずる場合は、別途通知するところにより県の選挙管理委員会との協議が必要であること。

5 直接請求又は解職請求等の署名の禁止

参議院議員の任期が平成22年7月25日に満了になることに伴い、平成22年5月26日から参議院議員通常選挙の期日までの間、鳥取県の区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職等の請求のための署名を求めることができなくなること。

6 郵便等による在外投票の投票用紙等の交付

参議院議員の任期が平成22年7月25日に満了になることに伴い、郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒の請求をした在外選挙人に対し、平成22年5月26日以後直ちにこれらを発送しなければならないこと。

7 執行経費の取扱い

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の改正法案が、今国会で審議中である。

改正法案が原案どおり成立した場合、参議院議員通常選挙における執行経費が従前より削減されることとな

るので、人員配置や物品調達等の執行計画全般について見直しを行い、経費の削減について、あらかじめ検討されたいこと。

8 その他

- (1) 無効投票を少なくするため、投票用紙の交付及び投票記載台を比例代表選挙と選挙区選挙で区分することとし、投票方法について有権者に十分周知しておくとともに、投票箱の確保についても配慮しておくこと。
- (2) 当面の会議等の日程（予定）は次のとおりであること。

会議等名	日 時	場所
投開票オンラインシステム市町村説明会	5月12日(水) 午後1時30分	県庁第二庁舎第22会議室
市町村選管委員長・書記長会議	5月25日(火) 午後1時30分	県庁第二庁舎第22会議室
明るい参議院議員選挙推進大会	5月27日(木) 午後1時30分	倉吉未来中心セミナールーム3
市町村選挙事務（管理執行）担当者会議	6月3日(木) 午後1時30分	県庁第二庁舎第22会議室
市町村選挙事務（投・開票）担当者会議	6月22日(火) 午後1時30分	県庁第二庁舎第22会議室

(4) 在外投票に係る物品等の配布について（通知）

第201000024284号

平成22年5月12日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

第22回参議院議員通常選挙に係る在外投票用紙等については、郵便等による在外投票の投票用紙等の請求があつた在外選挙人に対して、参議院議員の任期満了の日前60日に当たる日、つまり平成22年5月26日(水)より交付することとなっております。

在外投票については、国が郵便等投票に用いる投票用紙等の必要物品を作成し、県選挙管理委員会を通して各市町村選挙管理委員会に配布されることとなっております。

本県においては、別紙1のとおり配布する予定ですので、投票用紙等の保管にご留意いただくとともに、受領の上は、別紙2に必要事項を記入の上、提出いただきますようお願いします。

また、在外選挙人名簿登録者がゼロの団体においても、新たに在外選挙人名簿への登録があるなど投票用紙等の交付が必要となる場合があるので、投票用紙等の交付手続の準備についてご留意願います。

記

1 配布物品の種類及び数量

別紙1「在外投票物品配布一覧表」のとおり

2 配布方法等

平成22年5月25日(火)開催の市町村選挙管理委員会委員長・書記長会議において配布するので、当日は、別紙2を持参すること。

なお、同日前の配布を希望する市町村にあっては、当委員会事務局に連絡すること。

3 その他

このたび配布する投票用紙は、郵便等による在外投票のみに使用されることとなりますのでご注意ください。

別紙1 在外投票物品配布一覧表

市町村	名簿登録者数	一般投票用紙		封筒類（郵便投票用）						郵便等投票の仕方	
		選挙区	比例代表	内封筒		外封筒		投票用紙等交付用封筒	投票用紙送付用封筒		
				選挙区	比例代表	選挙区	比例代表				
鳥取市	89	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
米子市	65	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
倉吉市	29	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
境港市	14	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
岩美町	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
若桜町	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
智頭町	8	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
八頭町	11	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
三朝町	12	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
湯梨浜町	12	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
琴浦町	22	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
北栄町	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
日吉津村	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
大山町	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
南部町	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
伯耆町	11	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
日南町	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
日野町	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
江府町	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
合 計	305	160	160	160	160	160	160	160	160	160	
国配布数		200	200	200	200	200	200	200	200	200	

県保留分	40	40	40	40	40	40	40	40	40
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

別紙2 略

(5) 第22回参議院議員通常選挙における便宜供与について(依頼)

第201000013878号

平成22年4月20日

各市町村長、各市町村教育委員会教育長、鳥取県各部(局)長、鳥取県企業局長、鳥取県病院局長、鳥取県教育委員会教育長、鳥取県警察本部長、中国財務局鳥取財務事務所長、近畿中国森林管理局鳥取森林管理署長、中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、西日本旅客鉄道株式会社米子支社長、智頭急行株式会社代表取締役社長、若桜鉄道株式会社代表取締役社長、西日本電信電話株式会社鳥取支店長、中國電力株式会社鳥取支社長、郵便事業株式会社鳥取支店長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

各種選挙の執行に当たりましては、貴管下の施設等の利用について、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、任期満了に伴う第22回参議院議員通常選挙の執行が近く予定されているところであります。

については、この選挙の執行に当たりましても、下記事項について、市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)及び候補者から貴管下の施設等の利用について依頼があった場合には、業務、授業等の諸行事に支障のない限り、格別の御協力と御配慮をお願いします。

なお、貴管下の関係各機関(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。)に対しても、この旨ご指導をいただきますよう併せてお願ひします。

記

1 投票所及び開票所

投票所及び開票所は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第39条及び第63条の規定により、市役所、町村役場又は市町村委員会が指定した場所に設けることとされていますが、従来、市町村委員会では、有権者の便宜のために貴管下の施設を利用することが多く、今回の選挙においても、これらの施設を利用して投票所及び開票所とする市町村が多いものと思われます。

については、市町村委員会から貴管下の施設を投票所及び開票所として使用したい旨の依頼があった場合は、投票日当日における各種行事の開催等について調整していただく等の御配慮をいただき、投票及び開票事務に支障を来たすことがないようにお願ひします。

2 ポスター掲示場

市町村委員会は、参議院議員通常選挙のうち、鳥取県選挙区選出議員選挙(以下「選挙区選挙」という。)について、法第144条の2の規定により、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置しなければならないこととされておりますが、その設置場所の確保については、従来から苦慮しているところであります。

については、市町村委員会から貴管下の施設等にこのポスター掲示場を設置したい旨の依頼があった場合は、法第144条の5(ポスター掲示場の設置についての協力)の趣旨をご理解いただき、設置場所の提供について、格別の御配慮をお願いします。

3 公営施設使用の個人演説会

選挙区選挙の候補者及び参議院院名簿登載者は、自己の政見を広く有権者に周知させるため、法第161条の規定により、学校、公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館をいう。)及び地方公共団体が管理する公会堂並びにこれら以外の施設で市町村委員会が指定した施設(以下「公営施設」という。)を使用して個人演説会を開催することができますとされております。

については、候補者から市町村委員会を通じて、貴管下の公営施設を使用する個人演説会の開催申出があった場合は、この個人演説会が開催できるよう御配慮をお願いします。

なお、公営施設使用の個人演説会については、法第163条の規定により、開催の申出を公示日以後において開催予定日の2日前までに行わなければならないこととされていることから、開催することができる期間が公示日の翌々日から選挙期日の前日までとなりますのでご注意願います。

おって、公営施設の管理者が、自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者であるときは、市町村委員会と調整の上、当該指定管理者に対し、個人演説会開催に係る手続の周知等を行なっていただきますようお願いします。

4 特定の建物及び施設における演説等の禁止

個人演説会は上記3の公営施設以外の施設を使用して開催することができますが、法第166条の規定により、上記3の公営施設を除き、国、地方公共団体の所有し又は管理する建物(公営住宅を除く。)や、病院、診療所その他の療養施設など特定の建物・施設において、選挙運動のための演説及び連呼行為を行うことは禁止されていますのでご注意ください。また、これらの建物等のほか、汽車、電車、バス、船舶及び停車場その他鉄道地内においても、これらの行為は禁止されていますので、これについてもご留意願います。

(6) ポスター掲示場減数協議書の提出について(通知)

第201000018206号

平成22年4月23日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

近く執行予定の第22回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場（参議院鳥取県選出議員選挙に係るもの）の総数を減じる場合は、県選挙管理委員会と協議を行うこととされています。については、ポスター掲示場の減数を行おうとする市町村は、減数協議書を下記の要領により提出してください。なお、減数を行わない市町村については、その旨及び算定した法定設置数を報告していただきますようお願いします。

記

- 1 提出期限 平成22年5月11日（火）
- 2 ポスター掲示場減数協議書（別紙1参照）

鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第11条の2の規定により、別記第5号様式の2に基づいて作成することとし、ポスター掲示場減数協議書とポスター掲示場設置計画表とは別葉とすること。

なお、この場合の法定設置数の算定に用いる選挙人名簿登録者数は、平成22年3月2日現在の定時登録の数によること。

- 3 ポスター掲示場の体裁等（別紙2参照）

ポスター掲示場の区画数については「6」とされる予定であり、その体裁は、別紙2に準じることとされる予定であるので、設置場所を決定するに当たっては、設置予定場所をあらかじめ実地に調査し、設置することが実際に可能かどうかその状況を的確に把握しておくこと。

（別紙1）

ポスター掲示場減数協議書

近く執行予定の第22回参議院議員通常選挙において、公職選挙法第144条の2第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を、同条第2項ただし書の規定により、次のとおり減じたいので、関係書類を添えて協議します。

平成 年 月 日

（市町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀 裕子 様

記

- 1 ポスター掲示場の法定総数 箇所
- 2 ポスター掲示場を減じようとする数 箇所
- 3 設置するポスター掲示場の総数 箇所

添付書類（上記協議書とは別葉とすること。）

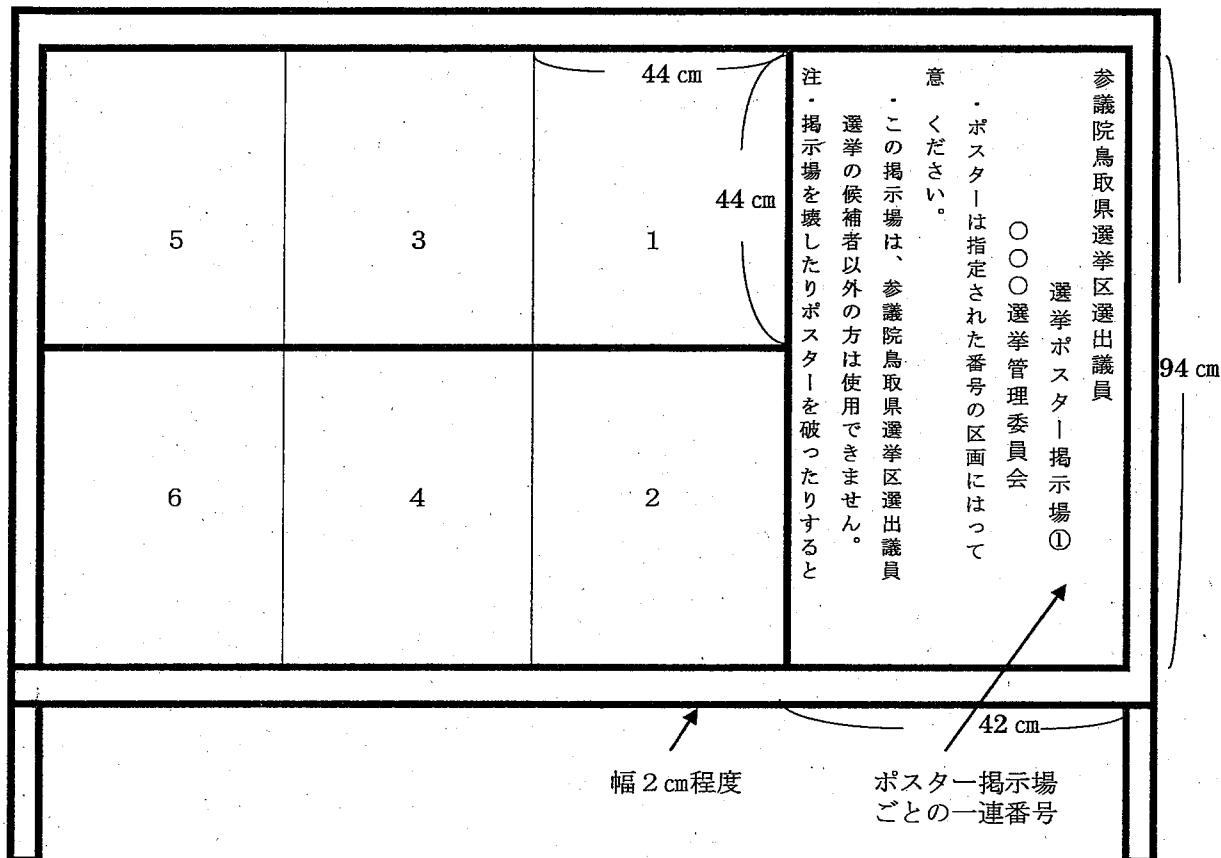
ポスター掲示場設置計画表

投票区名	選挙人名簿登録者数	投票区の面積	法定の設置数（A）	設置計画の数（B）	増減△（B)-(A)）	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
計								

備考

- 1 「選挙人名簿登録者数」は、平成22年3月2日の定時登録の数によること。
- 2 「世帯数」は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口によること。
- 3 住宅地、耕地、山林、池沼の区別が表示された地図に、投票区の区域及びポスター掲示場を設置する予定の場所を表示したもの添付すること。

(別紙2) ポスター掲示場の体裁



(注意)

- (1) 選挙名は、「参議院鳥取県選挙区選出議員選挙」すること。
- (2) 区画番号は、一連番号とすること（上図番号のとおり。）。
- (3) 見出し、注意事項及びポスター掲示場ごとの一連番号は、必ず区画の右側に設けること。
- (4) 1区画の大きさは、44cm×44cmとし、この大きさの外側に幅2cm程度の区画線を設けること。

(7) 第22回参議院議員通常選挙における各種報告等について(通知)

第201000020252号
平成22年5月12日

各市町村選挙管理委員会事務局長様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

近く執行予定の第22回参議院議員通常選挙における各種の報告等については、下記によることとしますので、報告等に当たっては遺漏のないようお願いします。

なお、本通知は、公示日を6月24日(木)、選挙期日を7月11日(日)と想定して作成したものであり、選挙期日等が他の日にずれた場合には、その日数に応じて事務日程等を読み替えて事務処理に当たっていただきますようお願いします。

記

- 1 対象となる報告等は、別途通知するものを除き別紙一覧表のとおりであること。
- 2 報告等に当たっては、それぞれの期限を厳守すること。
- 3 報告等により、その方法が異なるので注意すること。

別紙一覧表 参議院議員通常選挙における各種報告等一覧表

報告事項等	報告等期限	報告等の方法	提出部数	報告等様式	備考
ポスター掲示場減 数協議	別途通知 (5月11日)	文書		別途通知するところによること。	
ポスター掲示場設	別途通知	文書		別途通知するところによること。	

置場所一覧表及び図面	(5月24日)				
個人演説会等施設指定	5月28日	文書	1部	様式第1号	追加指定等がある場合のみであること。 報告期限より早めに報告すること。
選挙人名簿登録者数	6月23日	ファクシミリ	一	様式第2号	午前9時30分までに次の番号へファクシミリで送信すること。 $\Rightarrow 0857-26-8129$
在外選挙人名簿登録者数	6月24日	ファクシミリ	一	様式第2号の2	報告後の異動は、選挙当日有権者数の報告で行うこと。
(期日前)投票所開閉時刻繰上げ・繰下げの届出	6月24日	文書	1部	様式第3号	恒常承認・届出済のものも含め繰上げ・繰り下げを行うもの全てについて届出すること。 ※期日前投票所は2ヶ所以上設ける場合のみ。
選挙当日有権者数及び選挙当日在外有権者数	7月10日	ファクシミリ	一	様式第4号 様式第4号の2	午前9時30分までにファクシミリで送信すること。 報告後の異動は、直ちにその報告訂正をすること。
速報投票区投票速報	7月11日	電話			それぞれ別途通知するところによること。
投開票速報	7月11日	オンライン等			
開票録	7月12日	持参			
期日前投票の中間状況	別途通知	ファクシミリ			
年齢別投票者数	別途通知	電子メール			
時間別投票者数(投票所、期日前投票所)	別途通知	電子メール			
確定報告書	別途通知	電子メール			

(8) 第22回参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における公営の単価一覧表

種類	限度額	備考
自動車	一般運送 契約業者 (期間中@64,500円×17日=1,096,500円)	・1日1台に限る。 ・一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(自動車、燃料及び運転手込みの契約)による場合
自動車	1日あたり：15,300円 (期間中@15,300円×17日=260,100円)	・1日1台に限る。 ・上記一般運送契約以外の自動車借り入れ契約の場合
燃料	期間中：124,950円 (@ 7,350円×17日=124,950円)	
運転手	1日あたり：12,500円 (期間中@12,500円×17日=212,500円)	・1日1人に限る。 ・選挙運動用自動車の運転業務に従事した日に限る。
ポスター	※限度枚数(5,278枚)作成する場合 1枚あたり：233円 総額：1,229,774円 (233円×5,278枚)	①単価 <u>557,115円+26円73銭×(2,639箇所-500箇所)</u> 2,639 =232円77銭=233円(1円未満の端数は1円とする。) ②限度枚数：5,278枚 ※ ポスター掲示場数の2倍(2,639箇所×2=5,278枚) ※ 選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターを別々に作成したときは、これらの合計枚数が限度枚数以内である必要あり。
ビラ	50,000枚 1枚あたり：7円30銭	

以下の場合		
50,000枚 を超える 場合	※限度枚数(115,000枚)作成する場合 1枚あたり：5円94銭 総額：683,100円 (5円94銭×115,000枚)	①単価 <u>365,000円+4円88銭×(115,000枚-50,000枚)</u> 115,000枚 =5,932円=5円94銭(1銭未満の端数は1銭とする。) ②限度枚数：115,000枚(2種類以内) ※都道府県の区域内の衆議院選挙区の数が2のときは115,000枚
通常 葉書 以下の場合	35,000枚 1枚あたり：7円50銭	
35,000枚 を超える 場合	※限度枚数(37,500枚)作成する場合 1枚あたり：7円44銭 総額：279,000円 (7円44銭×37,500枚)	①単価 <u>262,500円+6円48銭×(37,500枚-35,000枚)</u> 37,500枚 =7,432円=7円44銭(1銭未満の端数は1銭とする。) ②限度枚数：37,500枚 ※都道府県の区域内の衆議院選挙区の数が2のときは37,500枚
選挙事務所用 立札・看板の類	1枚あたり：53,388円 総額：160,164円 (53,388円×3枚)	立札・看板の類の数は「3」が限度
自動車取付用 立札・看板の類	1枚あたり：50,548円 総額：202,192円 (50,548円×4枚)	立札・看板の類の数は「4」が限度
個人演説会場用 立札・看板の類	1枚あたり：38,621円 総額：193,105円 (38,621円×5枚)	立札・看板の類の数は「5」が限度

(注1)供託物を没収された場合は、公営の対象とならない。

(注2)備考欄に示す限度は公営の対象となる数であり、使用できる数と一致しないものもある。

(注3)金額は税込の額。

(9) 第22回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理(想定)について(通知)

第201000018296号
平成22年5月25日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

第22回参議院議員通常選挙における選挙時登録の際の選挙人名簿の整理(想定)は、別紙のとおりとなりますのでお知らせします。

なお、これは平成22年6月24日(木)を公示日、同年7月11日(日)を選挙期日と想定して整理したものですが、選挙期日、縦覧期間等がこれと異なる場合も考えられますので、念のため申し添えます。

第22回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理(想定)

(想定)公示日：平成22年6月24日
選挙期日：平成22年7月11日

1 選挙人名簿登録基準日	
(1) 登録基準日	平成22年6月23日(水) ただし、年齢については、7月11日とする。)
(2) 登録日	平成22年6月23日(水) (登録基準日と同日であること。)
(3) 縦覧期間	平成22年6月24日(木) (公示日のみの1日間であること。)
(4) 縦覧場所の告示期限	平成22年6月21日(月)までに告示すること。
2 選挙時登録	
(1) 年齢要件	平成22年7月12日以前に出生した者で、
(2) 住所要件	↓ 平成22年3月23日以前に転入届をした者を、
(3) 登録	↓ 平成22年6月23日(水)に登録する。
3 隨時抹消	
(1) 登録基準日まで	平成22年6月23日(水)までに、 平成22年2月22日以前に転出した者を抹消すること。

(2) 選挙期日 まで	平成22年7月11日(日)までに、 平成22年3月10日以前に転出した者を抹消すること。																					
4 平成22年7月11日(日)の選挙人名簿の状態																						
平成2年7月12日以前に出生した者で、 平成22年3月23日以前に転入届をした者は、登録されており、 平成22年3月24日以後に転入届をした者は、登録されていない。 平成22年3月10日以前に転出した者は、抹消されており、 平成22年3月11日以後に転出した者は、その旨表示されている。																						
5 二重登録																						
<p>次の期間に、旧住所地から転出し、新住所地に転入届をした者は、二重登録の可能性がある。したがって、これらの者については、新・旧住所地間において連絡をとり、新住所地で登録された者は、旧住所地では投票できないことを関係者に周知させておくこと。</p> <p>※○印は選挙人名簿に登録されている状態を示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>異動月日</th> <th>3/10</th> <th>3/11</th> <th>3/12</th> <th>3/22</th> <th>3/23</th> <th>3/24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転入届(新住所地)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>転出(旧住所地)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>二重登録の可能性のある期間</p>		異動月日	3/10	3/11	3/12	3/22	3/23	3/24	転入届(新住所地)	○	○	○	○	○	×	転出(旧住所地)	×	○	○	○	○	○
異動月日	3/10	3/11	3/12	3/22	3/23	3/24																
転入届(新住所地)	○	○	○	○	○	×																
転出(旧住所地)	×	○	○	○	○	○																
<p>【注意】 期日前投票制度の導入に伴い、2月25日以後、3月10日以前に転出した者についても、二重登録の可能性があるので特に留意すること。</p>																						

(10) 第22回参議院議員通常選挙の管理執行について(通知)

第201000032298号
平成22年5月25日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

第22回参議院議員通常選挙(以下「参議院選挙」という。)の管理執行に万全を期するため、市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)におかれましては、下記事項に留意されるとともに、市町村長等関係機関とも十分協議の上、選挙事務体制の確立を図り、周到な計画のもとに事務処理に当たられるようお願いします。

なお、本通知は6月24日(木)を公示日、7月11日(日)を選挙期日として想定したものであり、公示日等が想定と異なる場合は、日程を適宜読み替えてください。

記

第1 一般的事項

- 今回の参議院選挙の執行に当たっては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「政令」という。)、公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。)、在外選挙執行規則(平成11年自治省令第2号。以下「在則」という。)、公職選挙法による選挙事務規程(昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「選規」という。)、鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「運規」という。)等に留意すること。
- 投票所、開票所等における選挙の名称の表示に当たっては、次によること。
「参議院鳥取県選挙区選出議員選挙」「参議院比例代表選出議員選挙」
- 市町村委員会の書記その他の選挙事務に従事する職員(以下「選挙事務従事者」という。)に対する指導監督を厳正にし、これらの者に対し適宜説明会等を開催して、法令に基づく正確な事務処理を習熟させ、いやしくも法令に違反したり、選挙人に疑惑を抱かせることのないよう最善の努力を払われたいこと。
- 選挙事務の執行に際して不測の事態が生じた場合、選挙事務従事者は市町村委員会に、市町村委員会は県の選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)に速やかに連絡してその指示を受け、事故を拡大させることのないよう関係者に周知徹底を図ること。
- 選挙事務従事者に対しては、その職が常勤又は非常勤にかかわらず身分上の地位と職務権限とを明確にできるよう措置しておくこと。

第2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿

1. 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の整備

- 選挙時における選挙人名簿の登録事務は、短期間に処理する必要があるので、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに既に年齢満19年に達した者の調査及び整理については、なお一層配慮し、脱漏、誤載等が生じないよう十分留意すること。
- 選挙時登録後の選挙人名簿についても、選挙期日の前日までに死亡した者及び誤載者等の抹消並びに住所移転者等の表示を行い、その整備に努めること。特に住所移転者については、選挙期日の前日までに住所移転後4ヶ月が経過する者を他の住所移転者と区別しておき、4ヶ月が経過した者については、

漏れなく抹消すること。

- (3) 在外選挙人名簿の登録は、隨時、市町村委員会において行われているところであるが、在外選挙人に選挙権行使の機会を与えるため、市町村委員会を適宜開き、在外選挙人名簿への速やかな登録に努めようすること。

なお、公示日から選挙期日の間は、在外選挙人名簿に新たな登録は行わないこと。

2 選挙時登録等

- (1) 選挙時登録の基準日等は、次のとおり決定される予定であること。

・登録基準日：6月23日（水）（公示日の前日）（ただし、年齢については、選挙期日現在）

・登録日：6月23日（水）（公示日の前日）

この場合において、公示日から選挙期日までの間に満20年に達する者については、登録日に登録することとなるが、その者に係る住所要件は登録基準日を基準とするものであるから、登録基準日において当該市町村に3月以上住所を有していることを要すること。

したがって、これにより登録された者は、満20年に達するまでは期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことはできるものであること。

- (2) 縦覧期間は、次のとおり決定される予定であること。

・選挙人名簿：6月24日（木）（公示日の1日間）

・在外選挙人名簿：6月24日（木）（公示日の1日間）

- (3) 市町村委員会は、法第23条第2項及び法第30条の7第2項の規定により、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧場所を縦覧開始の日（公示日）前3日（6月21日（月））までに告示すること。

- (4) 学生等で住所の認定について疑義の生じた場合は、必ず実情を調査の上、実態に合った登録を行うこと。

3 登録の移替え

市町村委員会が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移転した者に係る登録の移替えをしない（選挙の期日後に延期する）ことができる期間は、政令第17条の規定により、任期満了前60日（5月26日（水））から選挙期日までであること。

この場合、期間の設定に当たっては、管理執行上の要請と選挙人の便宜等とを比較衡量して定めるとともに、その期間を定めたときは、その旨を告示その他の方法によって選挙人に周知するよう措置すること。

4 補正登録

選挙時登録後、補正登録が必要な場合に備えて、事前に市町村長側と連絡を取り、住民基本台帳との照合等のための事務処理体制を整えておくこと。

5 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告

選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告については、平成22年5月12日付第201000020252号「第22回参議院議員通常選挙における各種報告等について（通知）」（以下「各種報告等」という。）で通知したところにより報告すること。

第3 投票

1 投票方法

第22回参議院鳥取県選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）の投票用紙には「候補者の氏名」を、第22回参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）用紙には「参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」を記載しなければならないので、選挙人がこれを誤ったり、混同したりすることがないよう周知するとともに、投票所における説明及び案内に特に配慮すること。

2 投票用紙等

- (1) 無効投票の減少及び開票事務の促進を図る見地から、投票用紙の色及び文字の色は、それぞれ次のとおりとし、これに押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印（刷込み式）とすること。

ただし、郵便等による在外投票のための投票用紙及び投票用封筒並びに在外公館投票に用いられる投票用紙は、総務省において作成されるため、これらに押されている印は、選挙区選挙においては総務大臣の印、比例代表選挙においては、中央選挙管理会の印であること。

なお、今回の選挙においても、視覚障害者自ら投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙に選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとしているので留意すること。

区分	用紙の色	文字の色
選挙区選挙	薄い黄色	黒色
比例代表選挙	白色	赤色

- (2) 仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印（刷込み式）とすること。

- (3) 投票用紙は第1回物資輸送（6月17日（木））で送付するので、その管理及び受け払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用や紛失等の事故が生ずることがないように、保管者及び保管場所の選定、交付簿の整備等について、十分留意すること。

- (4) 郵便等による在外投票に用いる投票用紙等については、本日開催の市町村選挙管理委員会委員長・書記長会議において配布すること。

3 投票所の設備等

- (1) 投票所は選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適切な施設を選定し、高齢者や歩行が困難な身体障害者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の部屋に設けないように特に留

意すること。

このことについては、投票所内はもとより、投票所への進入路等についても、可能な限り段差の解消に努め、車椅子使用者等の安全を確保するなどバリアフリーの観点から配慮を行なうこと。

なお、期日前投票所や市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所においても同様であること。

- (2) 投票所の設備は必ず選挙期日の前日までに整え、投票の開始に支障を来さないようになるとともに、設備については選規第17条の規定に準じて適正に配置すること。

また、選挙人にわかりやすくするため、案内図の掲示、順路の明示等適切な措置を講ずるとともに、視覚障害者や歩行が困難な身体障害者の誘導等について、十分な配慮を行うこと。

- (3) 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙で、それぞれ分けて行うことができるようのこと。

特に、投票記載所の近くの適当な場所に、「薄い黄色の投票用紙は選挙区選挙です。候補者の氏名を記載してください。」、「白色の投票用紙は比例代表選挙です。参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載してください。」といった表示を行うこと。

- (4) 投票記載所は、有権者の投票の秘密が保持できるように十分配慮すること。

- (5) 選挙区選挙については、公職の候補者の氏名及び党派別を、比例代表選挙については、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名を、投票所内の投票を記載する場所その他適當な箇所に掲示しなければならないが、その掲示に当たっては、内容に誤りがないよう十分留意するとともに、破損や汚損等が生じたときは速やかに再掲示する等万全の措置を講ずること。

なお、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示については、投票所内の適當な箇所に選挙人が見易い大きさで掲示を行うほか、投票を記載する場所にも掲示するなど工夫に努めること。

比例代表選挙の政党等名称等掲示は、第3回物資輸送（7月2日）で送付するが、選挙区選挙の候補者氏名表を選規第67条の規定により作成する際の用紙の色は、薄い黄色とすること。

- (6) 投票箱は、開票事務の迅速化も勘案し、可能な限り、選挙区選挙と比例代表選挙とを区別して2個設置することとし、それぞれの投票箱の表面には当該選挙名を表示し、その裏面には反対の表示をすること。

なお、やむを得ず両選挙を通じて一個の投票箱を使用する場合は、その表面には、両選挙の表示が必要であること。

- (7) 投票区の増設については、本日付第20100032289号「投票区の増設について（通知）」によること。

4 選挙人名簿の対照

個人情報保護の観点から、選挙人名簿の対照に当たり、投票人から当該内容が容易に見えることのないよう配慮すること。

5 投票の順序等

- (1) 投票の順序は、選挙区選挙を先にし、比例代表選挙を後に行うこと。

- (2) 投票用紙の交付に当たっては、他の選挙の投票用紙を誤って交付する、あるいは、点字投票用紙の点字シールを貼り間違えるといった単純な過誤がないよう必ず複数の者が確認を行うとともに、有権者一人一人に「これは選挙区選挙の投票用紙です。候補者個人の氏名を記入してください。」、「これは比例代表選挙の投票用紙です。参議院名簿登載者の氏名又は（参議院議員名簿届出）政党（等）の名称か略称を記入してください。」といったように、はつきりと相手に説明すること。

また、点字投票を行う選挙人が投票用紙を取り違えないように、上の指示に加え、「サンギイン ヒレイ ダイヒョー（サンギイン センキヨク）と点字で表示されていますのでご確認ください。」とはつきり相手に説明すること。

6 投票管理者及び投票立会人の選任

- (1) 投票管理者及び投票立会人は、選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の投票管理者及び投票立会人を兼ねさせることができること。

- (2) 選任に当たっては政治的に公正を期すとともに、選挙人が身近な選挙であることを感じ、明るい雰囲気で気軽に投票できるよう、性別や年齢を問わず選任するよう努めること。

なお、投票立会人は、本人の承諾を得て2人以上5人以下の者を選任するものであること。

また、投票立会人の交替制を採用する投票所においては、立会時間内における投票の状況を記載した引継書を作成すること。

7 投票所の開閉時刻の届出

- (1) 投票所の開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げるができる「特別の事情」とは、農繁期における農家の仕事の状況、工場地帯における就業時間等をいうものであるので、単に選挙人の投票に支障をきたさないといった消極的動機だけでなく、選挙人の立場から判断して、投票の便宜を図るために必要があるという積極的動機からも、投票時間の繰り上げ又は繰り下げを行うこと。

- (2) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げを行った場合には、各種報告等で通知したところにより県委員会に届け出るとともに、直ちにその旨を告示し、その投票所の投票管理者に通知する必要があること。

また、当該投票区の選挙人に混乱が生じないよう、投票所入場券や各種広報媒体の活用等により十分な周知を行うこと。

8 投票事務の取扱い

その他の投票事務の取扱いは、別途配布する「投票事務取扱要領」により実施すること。

9 代理投票

代理投票制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を有するものであるから、その手続は法令の定めるところにより厳格に行い、特に、1人の補助者だけで代理投票を行うことが絶対にないよう十分留意すること。

また、代理投票制度の周知及び理解を図り、できるだけ本人の意思を尊重するとともに、重度の障害のある選挙人への対応には十分配慮すること。

1.0 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚に障害のある選挙人及び投票管理者等に対し徹底すること。

なお、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りや点字シールの貼り間違いのないよう注意し、点字シールの貼付位置等について別途配布する「投票事務取扱要領」によること。

1.1 期日前投票

(1) 期日前投票制度の周知

期日前投票制度については、その活用を図ることにより、一人でも多くの選挙人が投票できるよう、その仕組み、方法等について広報紙、チラシ、有線放送等の広報媒体を利用して積極的に周知徹底を図ること。

(2) 期日前投票を行うことができる者

ア 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、選挙の当日、選挙権を有していないなくても、期日前投票を行う時点で選挙権を有していれば投票することができること。

したがって、投票後に選挙人が選挙権を喪失したとしても、有効な投票として取り扱われるものであること。

イ 選挙人は、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる期日前投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、期日前投票が行えるものであること。

(3) 期日前投票所の設置

ア 期日前投票所は、選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、各市町村に最低1箇所は設けられることとなるが、期日前投票所を複数設置した場合は、一の期日前投票所を除き、投票の期間を指定できること。

この場合、選挙人の便宜等を考慮して設定するとともに、その設置場所及び期間を告示その他の方法によって選挙人に周知徹底すること。

イ 期日前投票所の設備は公示日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第23条の3で読み替えて準用する第17条の規定に準じて適正に配置すること。

ウ 期日前投票所における氏名等掲示

公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に、比例代表選挙にあっては名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示を、選挙区選挙にあっては公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならないので、遗漏、誤り等のないよう留意すること。

特に、参議院名簿届出政党等の掲載の順序の誤りや参議院名簿登載者の掲載の脱漏などがないように万全を期すること。

また、掲載順序については、比例代表選挙にあっては県委員会が、選挙区選挙にあっては市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

(4) 期日前投票所の投票時間

投票時間は、原則として午前8時30分から午後8時までであるが、期日前投票所を複数設置した場合においては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所の開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げができる。

この場合、直ちにその旨を告示するとともに、当該期日前投票所の投票管理者に通知しなければならないこと。

(5) 投票管理者及び投票立会人の選任等

ア 投票管理者及び投票立会人は、選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別個に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の投票管理者及び投票立会人を兼ねさせることができること。

イ 投票管理者及び投票立会人は、いずれも選挙権を有する者の中から選任するとともに、投票立会人については、本人の承諾を得て2人選任すること。

なお、投票管理者にあっては日毎の交代が、投票立会人にあっては時間毎の交代が可能であること。

ウ 期日前投票は、当日投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

(6) 投票箱の管理等

ア 投票を行う前には選挙人の面前で投票箱に何も入っていないことを示すこととされているので、期日前投票の初日の最初に投票箱を使う際に、選挙人に対し実施すること。また、投票箱の追加を行う場合においても、同様であること。

投票箱の保管は、そのまま期日前投票所において保管することが原則とされているが、保管のため必要があれば、期日前投票所外の別にある金庫等に保管することも可能であること。

イ 期日前投票所と不在者投票記載場所は兼ねることができるが、それぞれの投票方法が異なることから、受付等の経路について十分に検討しておく必要があること。

ウ 投票管理者は、期日前投票の期間の末日に、期日前投票所を閉鎖した後、投票箱、封印をした鍵、投票録等を市町村委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならないこと。

1.2 不在者投票

(1) 不在者投票制度の周知等

不在者投票制度のうち、郵便等による不在者投票の制度の利用に当たっては、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、又は代理記載人となるべき者を届け出ることが必要なことを十分に周知すること。

その際に、代理記載における不正行為に罰則のある旨をあわせて周知するなど、関係機関とも十分な連絡をとつて、郵便等による不在者投票が厳正かつ的確に実施されるよう万全を期すること。郵便等投票については、選挙の期日前4日までに投票用紙等の交付を請求しなければならない等期日の制約があるので、早めの投票用紙の請求と早めの投票を促すこと。

また、郵便等投票証明書の有効期限が満了する選挙人に対しても、あらかじめ、更新の手続きが必要な旨を通知する等の措置をとること。

なお、郵便等投票証明書の有効期限は、交付の日から7年間（要介護者については、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで有効）であること。

(2) 不在者投票の管理執行

ア 通常の不在者投票

(ア) 名簿登録地市町村以外の市町村における不在者投票、指定病院等における不在者投票及び選挙期日には選挙権を有することが見込まれるもの、選挙期日前の投票を行おうとする日においては未だ選挙権を有しない者の不在者投票が、一般的な形態となること。

(イ) 選挙人が、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、不在者投票が行えるものであること。

(ウ) 不在者投票を行う場合は、必ず選挙権を有する者の立会いが必要であること。

この場合、立会人は、不在者投票管理者若しくは事務補助者又は代理投票の補助者を兼ねることができないので注意すること。

イ 郵便等による不在者投票

(ア) 郵便等による不在者投票の対象に、「肝臓の障害」が追加されているので留意するとともに、選挙人に対して周知すること。

(イ) 新たに郵便等投票証明書の交付の請求があった場合には、制度の趣旨等について十分説明し、必要があれば福祉当局とも連絡・協議すること。

(ウ) 代理記載をさせることができる選挙人は名簿登録地の市町村委員会の委員長に対して、文書をもって、郵便等投票証明書に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載を受けることを申請することができること。

(エ) 郵便等投票証明書に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人は、代理記載人となるべき者一人を定め、その者の氏名等を届け出なければならないこと。

(オ) 郵便等投票を行う選挙人は、選挙期日前4日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名した文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して投票用紙等の請求をしなければならないこと。

(3) 不在者投票の期間

不在者投票の期間は、選挙期日の公示日（以下「公示日」という。）の翌日から選挙期日の前日までである。なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求は、選挙期日前4日（7月7日（水））までに行わなければならないこと。

(4) 投票用紙等の交付

公示日前に郵便等で投票用紙等の請求があった場合は、当該請求書を一時保管しておき、公示日以降直ちに交付（郵便等をもって発送するときは、公示日前において市町村委員会の定める日以後直ちに発送）すること。

(5) 不在者投票の事務取扱場所

不在者投票の事務取扱場所の告示は、選規第24条の規定により、公示日に行うこと。

(6) 不在者投票記載場所における氏名等の掲示

公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、不在者投票管理者である市町村委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、比例代表選挙については参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名を、選挙区選挙については候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならないので、遺漏、誤り等のないよう留意すること。

特に、参議院名簿届出政党等の掲載の順序の誤りや参議院名簿登載者の掲載の遺漏などがないように万全を期すこと。

なお、掲載順序については、比例代表選挙にあっては県委員会が、選挙区選挙にあっては市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

(7) 投票所の閉鎖後に送致された投票

投票所の閉鎖後に送致された不在者投票の数等については、その内容を明らかにできるように集計・整理しておくこと。

1.3 国外における不在者投票に関する事項

特定国外派遣組織に属する選挙人が国外において不在者投票をするためには、選挙の期日前5日までに、当該特定国外派遣組織の長に対し、不在者投票をしようとする旨の申出をしなければならないとされていること及び当該特定国外派遣組織の長がする投票用紙等の交付の請求は、選挙の期日前3日までに行わなければならないとされていることから、請求が有り次第直ちに投票用紙等の交付が行えるよう準備しておくこと。

1.4 南極投票に関する事項

参議院選挙において南極投票を行なうことができる第51次南極観測隊（越冬隊）は、現在、昭和基地に滞在しているところであり、出国の際に当該南極観測隊（越冬隊）の隊員に南極選挙人証を交付した市町

村委員会においては、南極投票指定市町村（東京都中央区及び港区）から送致されることとなる投票送信用紙及び投票送信用封筒を遗漏なく処理すること。

15 在外投票

在外投票の事務処理については、本日付第201000032811号「参議院議員通常選挙に係る在外投票の事務処理について（通知）」及び「在外選挙事務取扱要領」を参照の上、事務の執行に万全を期すこと。

第4 開票

1 開票の順序等

開票は即日開票とし、その順序は選挙区選挙を先に行い、比例代表選挙を後に行うこと。

2 開票管理者及び開票立会人の選任

- (1) 開票管理者は、選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別個に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の開票管理者を兼ねさせることができること。
(2) 開票立会人については、比例代表選挙の開票立会人として届出された者は、選挙区選挙の開票立会人として届け出ることはできないこと。

また、開票立会人に関する法第62条の規定は、それぞれの選挙について適用されるため、人数の制限のくじ及び政党の制限のくじは各選挙ごとに行う必要があるほか、開票の立会いも別々に行うべきものであるので、誤解の生じないよう事前に選挙事務従事者に説明しておくこと。

3 開票事務の取扱い

その他の開票事務の取扱いについては、別途配布の「開票事務取扱要領」によるものとするが、特に次の点に留意すること。

- (1) 開票事務が正確に行なわれるべきことはもちろんあるが、選挙人に速やかに結果を知らせることはいうまでもなく、開票事務に従事する職員等の負担及び諸経費の負担軽減のため、開票終了時間となるべく早めるように努めること。

については、他の市町村における取組を参考にしつつ、開票作業に適した開票所の選定、効率的な人員・器具等の配置の検討、票の分類方法及び分類用補助用具等の工夫、事務従事者の服装等の見直し、按分組み合わせリスト及び投票効力判定例の選挙事務従事者等への周知徹底を行い、開票作業の一層の改善を図ること。

- (2) 開票事務が正確かつ迅速に行われるよう開票管理者を補助する事務従事者の選任及びこれらの者の事務分担についても配慮するとともに、開票立会人に対しても開票事務の円滑な処理について事前に協力を求めておくこと。

- (3) 投票の効力の判定については、迅速かつ的確に行えるよう事前に判例、実例等の研究を行っておくこと。

- (4) 特に比例代表選挙の開票事務処理については、非拘束名簿式により行われる、投票の分類、按分票の処理、得票の集計及び点検が膨大な作業量となるので、開票作業の一層の改善を図るとともに、開票事務の習熟等について遗漏のないよう配慮すること。

なお、投票の効力の判定については、別途通知する予定であること。

- (5) 開票事務は開票所での投票の開披、点検、集計等の事務以外に、県への速報事務を含めたものであるため、速報に要する体制について十分に留意すること。

- (6) 開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し、厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。特に候補者の運動員等と開票立会人が連絡をとり合う等の行為によって、開票事務に支障をきたすことがないように留意すること。

- (7) 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等により原因を調査し、安易に処理することのないようにすること。

4 開票録の検収

開票録については、別途通知する検収日（7月12日（月））に持参すること。

第5 選挙公営

1 ポスター掲示場（選挙区選挙）

ポスター掲示場の設置及び管理については、別途配布した「ポスター掲示場設置要領」により実施するとともに、特に次の点に留意すること。

- (1) ポスター掲示場の設置に当たっては、循環型社会の実現に向け、再利用の促進や鳥取県認定グリーン商品等の循環型資材の使用等、廃棄物発生の抑制とリサイクルの推進を図るとともに、ポスター掲示場に係る執行経費が縮減される見込みであることから、その設置経費の削減についても併せて検討を行うこと。

- (2) ポスター掲示場の維持管理については、万全を期し、倒壊、破損等の事故が生じたときは、速やかにその復旧を図るよう配慮すること。

- (3) 風雨等により、掲示してあるポスターが破損した場合は、候補者が手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日に再掲示することはできないので留意すること。

- (4) ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及びポスター掲示場一覧表を平成22年5月12日付第201000027460号「ポスター掲示場設置場所一覧表及びその図面の提出について（通知）」に定めるところにより県委員会に提出すること。

2 公営施設使用の個人演説会

- (1) 公営施設を使用して行う個人演説会の開催申出に係る事務を円滑に処理するため、個人演説会を開催することのできる日時の予定表を、あらかじめ管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第24

4条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。以下同じ。)に提出させておくとともに、納付すべき費用額を公表させる等の措置を講じておくこと。

(2) 市町村委員会は、管内の公共施設について法第161条第1項第3号の規定により指定すべき施設の把握に努め、公営施設を指定したときは、「各種報告等」に定めるところにより、所定の期限(5月28日(金))までに報告すること。

(3) 法第161条に規定する公営施設以外の地方公共団体の所有し又は管理する建物においては、個人演説会を行うことができないので管理者に周知すること。

3 選挙公報(選挙区選挙及び比例代表選挙)

参議院選挙における選挙公報を各世帯に配布する期限は、選挙期日前2日

(7月9日(金))までであるが、各市町村委員会には第2回物資輸送(6月29日(火))で選挙区選挙及び比例代表選挙の公報をそれぞれ配布するので、あらかじめ配布計画をたてておき、配布漏れ、期限後の配布等がないよう、受領後直ちに各世帯、各指定病院等へ配布すること。

第6 選挙運動と政治活動

近年の選挙においては、選挙運動とともに政党その他の政治団体による政治活動が極めて活発化する傾向にあるが、あくまで法令の定めるところに従って公正かつ平等に行われるよう、関係当局との連絡を密にするとともに、本日付第201000026564号「第22回参議院議員通常選挙における違反文書図画の措置等について(通知)」により適切な処置をとること。

1 確認団体が選挙期間中に行う政治活動については、違法な政治活動が行われないよう留意すること。

2 政党その他の政治団体がその政治活動のために使用するポスターに参議院選挙に立候補した者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載している場合は、公示日のうちに当該ポスターを撤去しなければならないこと。(法第201条の14)

第7 投票及び開票速報体制

1 投票速報及び開票速報については、別途通知するところにより速報体制の確立を図るとともに、人員体制及び事前準備等にも十分留意すること。

2 投開票速報を行いうに当たっては、投・開票オンラインシステムにより実施することとしているので、人員体制及び機器の操作等について、万全の体制を図ること。

3 県内の投票率を推定するため、別途通知するところにより、一部市町村において投票状況の報告を求めるこ。

第8 啓発活動

明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが必要であるが、今回の参議院選挙においては、「第22回参議院議員通常選挙に係る啓発事業要領」に基づき、「選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進」及び「きれいな選挙の推進」を重点事項として啓発事業を実施するので、各市町村委員会においても、この啓発事業要領に基づき、選挙が円滑に執行されるよう市町村明るい選挙推進協議会他関係諸団体とも密接な連携を取りながら幅広く各種の啓発活動を推進すること。

第9 その他

1 比例代表選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示に関し必要な事項については、本日付第201000030565号「参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等の名称等及び参議院名簿登載者の氏名の掲示について(通知)」及び本日付第201000030643号「参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所及び不在者投票記載場所用参議院名簿届出政党等の名称等掲示の作成方法について(通知)」によること。

また、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名は、公示日に各市町村委員会あてに電子メール及びファクシミリで通知する予定であること。

2 点字による選挙区選挙の候補者の名簿及び比例代表選挙の参議院名簿届出政党等の名簿を作成し、配付する予定であり、その市町村委員会への配布並びに投票所、期日前投票所及び市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所への備え付けに関する事項については、別途通知する予定であること。

また、点字及び音声による「選挙のお知らせ版」についても配布する予定であり、これについても別途通知する予定であること。

3 比例代表選挙に非拘束名簿式が導入されたことにより、参議院名簿登載者個人の選挙運動ができることなっているので留意すること。

また、参議院名簿登載者1人につき1箇所の選挙事務所を設置することができるが、その設置又は異動については、当該選挙事務所が設置された市町村委員会へ届け出ることとなっているので留意すること。

4 投票録及び開票録については、それぞれの選挙ごとに作成すること。

なお、指定在外選挙投票区の投票録の様式は他の投票区の様式と異なっているので留意すること。

5 選挙執行委託費の経理に当たっては、国、地方を通じる財政の状況にかんがみ、必要資材の調達、選挙の執行体制等について、経費の削減や職員の負担軽減の観点から、従来の慣行にとらわれることなく全般的に検討を加え、事前に周到な計画をたてて、経費の効率的な支出に努めるとともに、交付される金額の範囲内で費目相互の調整を図り、執行経費に不足を生ずることのないよう特に留意すること。

また、経理補助簿を作成すること等により経費使用の明確化を図ること。

6 参議院選挙に係る確定報告書は、別途通知するところにより作成し、提出すること。

(11) 参議院議員通常選挙に係る在外投票の事務処理について(通知)

第 20100032811 号
平成 22 年 5 月 25 日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の第 22 回参議院議員通常選挙（以下「通常選挙」という。）の管理執行については、本日付け第 201000032298 号により通知したところですが、在外投票の事務処理については下記事項に御留意いただきますようお願いします。

記

1 郵便等による在外投票に関し、公示日前に行う事務

(1) 投票用紙等の必要数の確保

郵便による在外投票に用いられる投票用紙及び投票用封筒については、総務省において作成し、県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）を経由して各市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）に交付されるものであること。

なお、総務省において作成し、各市町村委員会に送付される投票用紙等は、郵便等による在外投票においてのみ用いられるものであるので、在外選挙人の国内における投票又は国内の選挙人の投票に用いられることがないよう注意すること。

おって、在外選挙人への投票用紙等の交付期間が長期にわたるので、その保管については万全を期すこと。万一紛失等の事故が発生した場合、新たに投票用紙等を作成し、配布し直す等の措置が必要となることもありますので、保管については十分な措置を講ずること。

(2) 物品の準備

市町村委員会は、投票用封筒（内封筒、外封筒）や送付用封筒等の交付物品のほか、国際スピード郵便（以下「EMS」という。）の宛先を記載する連写式伝票（郵便事業株式会社の営業所で用意しているもの）等の郵便による在外投票に関して必要な物品について、あらかじめ準備を行っておくこと。

(3) 郵便による在外投票のための投票用紙等の発送及びその準備

市町村委員会は、郵便等による在外投票のための投票用紙等を円滑に発送できるよう、あらかじめ郵便等による在外投票の対象者を在外選挙人名簿に基づき確認しておくとともに、選挙人の住所地が EMS の取扱い地域であるか等について事前に郵便事業株式会社と打ち合わせておくこと。

(4) 投票管理者等への手続の説明

市町村委員会は、あらかじめ関係する投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人及び事務従事者に対し、在外選挙人の投票の手続について十分に説明しておくこと。

2 在外選挙人名簿の登録及び縦覧等

(1) 在外選挙人名簿の登録の迅速化

在外選挙人名簿への登録については、在外選挙人証の送付に要する時間を考慮し、速やかに登録事務を行い選挙人の投票の機会ができるだけ確保されるよう留意すること。

(2) 在外選挙人名簿の登録を行わない期間

公示の日から選挙の期日までの期間は、在外選挙人名簿の登録は行わないこととされていること。

(3) 国内への転入者の取扱い

国外から国内に転入し、選挙人名簿に登録された者については、当該名簿に基づいて投票を行うこととなり、在外選挙人名簿に基づく投票はできないものであること。

(4) 在外選挙人名簿の縦覧

縦覧に供する書面は公示日現在の在外選挙人名簿に基づき調製しなければならないこと。

また、今回の通常選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間については、中央選挙管理会において、公示日の 1 日のみとされる予定であること。

なお、市町村委員会は、縦覧期間の開始の日前 3 日までに縦覧の場所を告示しなければならないこと。

(5) 在外選挙人証の記載事項の変更等

在外投票のための投票用紙等の請求の際には必ず在外選挙人証を提示することとされていることから、在外選挙人証の記載事項の変更又は再交付の申請がなされた場合にあっては、直ちに当該申請に係る手続きを行うこと。

在外選挙人証の記載事項の変更又は再交付については、公示日から選挙の期日までの間においても行うことができる。

3 郵便等による在外投票に用いる投票用紙等の市町村委員会への交付

(1) 市町村委員会からの交付請求

郵便等による在外投票に用いる投票用紙等の交付請求は、市町村委員会の委員長が、県委員会の委員長を経由して総務大臣に対して書面をもって行うこととされていること。

なお、この書面（投票用紙等請求書）は、投票用紙等の交付を受ける際に、受領書とともに提出することで足りるものであること。（(2) ア参照）

(2) 市町村委員会への交付

ア 交付

市町村委員会の委員長は、総務大臣から県委員会の委員長を経由して交付される投票用紙等を受領したときは、数量等を確認し、直ちに「投票用紙等交付請求書兼受領書」を県委員会の委員長に提出すること。

なお、投票用紙等については、平成 22 年 5 月 12 日付第 20100024284 号（「在外投票に係る物品等の配布について」）により通知したとおり、本日配布すること。

イ 投票用紙等の追加交付

市町村委員会の委員長は、在外選挙人名簿の登録状況や選挙人からの投票用紙等の請求状況等から投票用紙等が不足するおそれがあると認めた場合においては、県委員会の委員長に対して投票用紙等の追加交付を請求すること。

県委員会の委員長は、市町村委員会の委員長から投票用紙等の追加交付の請求を受けた場合には、県委員会が留保している投票用紙等から追加交付を行うこと。

なお、県委員会が留保している投票用紙等が追加交付に必要な数量に不足する場合には、県委員会の委員長が総務大臣に対して追加交付の請求を行うこととなるので、県委員会の委員長に対する投票用紙等の追加交付の請求に際しては、あらかじめ時間的余裕をもって連絡すること。

4 郵便等による在外投票

(1) 在外選挙人からの交付請求

在外選挙人は、選挙の期日前4日までに在外選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村委員会(以下「登録地選管」という。)の委員長に対して、当該在外選挙人が署名をした文書により、在外選挙人証を提示して直接に、又は在外選挙人証を同封した郵便等をもって投票用紙等の交付を請求することができる。

(2) 投票用紙等の発送

登録地選管の委員長は、請求を行った選挙人が郵便等による在外投票を行うことができる者に該当するとして認めた場合には、参議院議員の任期満了日前60日に当たる日(5月26日)前に受けた請求に対しては同日以後直ちに、同日以後に受けた請求に対しては直ちに、当該選挙人に對して発送しなければならないものであること。この際、在外選挙人から、比例代表選挙、選挙区選挙いずれかの投票用紙のみの請求となつている場合には、投票用紙等の交付誤り等のないよう、十分注意すること。

なお、国外への投票用紙等の発送については、投票用紙等の送付に要する時間を考慮し、あらかじめ十分な準備をしておくとともに、郵送方法の選択においても、最も迅速かつ確実なものを選ぶこと。

おって、在外選挙人証及び投票用封筒に記載すべき事項について、遗漏がないよう特に留意するほか、旧様式の在外選挙人証が同封されていた場合には、在外選挙人の便宜を図るために、新様式のものを交付すること。

5 在外公館投票

在外公館における投票は、公示日の翌日から選挙期日前6日までの間に行われるが、選挙の期日の直前に集中して登録地市町村の市町村委員会に到着することが予想されるので、投票の受領、指定在外選挙投票区の投票管理者への送致、受理不受理の決定等の事務に要する人員の配置に留意するなど事務の円滑な処理について配慮すること。

6 国内における投票

(1) 投票の種類等

在外選挙人は、在外選挙人名簿登録地市町村(以下「登録地市町村」という。)の指定在外選挙投票区の投票所において選挙期日に投票すること、登録地市町村において公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に市町村委員会が指定した期日前投票所で投票すること、登録地市町村以外の市町村委員会において(選挙の当日選挙権を有しない者(以下「選挙権未取得者」という。)にあっては、市町村委員会において)公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に不在者投票を行うことが可能であること。

(2) 投票所での当日投票

在外選挙人は、選挙当日、自ら登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票所へ行き、在外選挙人証を提示して投票することができる。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であることを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遗漏がないよう留意しなければならないものであること。

(3) 期日前投票所での投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、自ら登録地市町村の期日前投票所へ行き、在外選挙人証を提示し、かつ、期日前投票事由を申し立て、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出して投票することができる。

期日前投票所の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であり、期日前投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遗漏がないよう留意しなければならないものであること。

(4) 不在者投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、登録地市町村以外の市町村委員会において(選挙権未取得者にあっては、市町村委員会において)、在外選挙人証を提示し、市町村委員会の委員長が管理する投票を記載する場所で投票を行うことができる。

なお、投票用紙等を請求する場合は、不在者投票事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないこと。

不在者投票管理者は、投票用紙等を交付する際には、在外投票ができる者であるかどうか、不在者投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遗漏がないよう留意すること。

7 登録地選管における投票の送致等

登録地市町村の市町村委員会の委員長は、在外公館の長から送付された在外公館投票、郵便等による在外投票、登録地市町村以外の市町村委員会から送付された不在者投票及び選挙権未取得者の不在者投票を直ちに登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

8 投票用紙等の実績報告

市町村委員会は、選挙の期日後直ちに投票用紙等の受領及び交付に関する実績報告書を県委員会あて提出す

ること。

9 その他

1から8までに掲げるものほか、在外選挙人の投票に関する事務の取扱いについては、在外選挙事務取扱要領によること。

(12) 第22回参議院議員通常選挙における投票及び開票事務の取扱いについて(通知)

第201000035642号

平成22年6月3日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

第22回参議院議員通常選挙（以下「参議院選挙」という。）における投票及び開票事務の取扱いについては、
「第22回参議院議員通常選挙における管理執行について（通知）」（平成22年5月25日付第20100003298号）及び「参議院議員通常選挙に係る在外投票の
事務処理について（通知）」（平成22年5月25日付201000032811号）によるほか、下記事項に
留意の上、適切な事務処理をお願いします。

記

1 投票事務

投票事務の取扱いについては、既に配布済みの「投票事務取扱要領」、「期日前投票事務取扱要領」及び「在外選挙事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 選挙期日当日の投票所における投票

ア 投票管理者及び職務代理者

① 投票管理者及び職務代理者の選任に当たっては、当該選挙の選挙権を有する者の中から、市町村の選挙
管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が選任すること。

この場合、第22回参議院鳥取県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）と第22回参議
院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）とで同一人を選任して差し支えないこと。

② 投票管理者は、投票事務の最高責任者であり、投票所において投票事務の全般を管理執行するとともに、
投票に関する手続の全てについて、最終的な決定権を有すること。

したがって、投票事務が公正かつ的確に処理されているか、選挙人の投票の秘密が守られているか、投
票所内の秩序が保たれているかどうか等投票事務の全般に渡り、常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。

③ 投票管理者と職務代理者は、同時に席を空けてはならないこと。

イ 投票立会人

① 投票立会人の選任に当たっても、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人とするることは差し支えないこと。

② 選任に当たっては、当該投票区の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、市町村委員
会が選任すること。

③ 投票立会人は、投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務の全般に立ち会う職責を有す
ること。

④ 投票には常に2人以上5人以下の投票立会人が立ち会わなければならぬこと。

⑤ 性別や年齢を問わず選任し、投票所の雰囲気を和らげるよう配慮すること。

ウ 投票事務従事者

① 投票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に選挙事務従事の職務命令を行って
もらうほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。

② 投票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事
前に事務内容等について十分に説明しておくこと。

エ 投票所の設備等

① 選挙期日の公示日以後、可能な限り速やかに入場券を交付すること。

入場券の記載誤り、誤配布等が生じないよう、執行体制に万全を期すとともに、郵便事業株式会社等と
の連携を密にし、配布計画の策定に当たること。

② 投票所の門戸には、必ず選挙区選挙と比例代表選挙の両選挙名の表示がされた標札を掲げておくこと。

③ 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙とが別々に行われるようのこと。
この際、最初に選挙区選挙の投票用紙の交付を行い、次に比例代表選挙の投票用紙の交付を行うこと
ができるように適正に設備を配置するとともに、投票用紙の交付誤りがないようにすること。

④ 在外選挙人が日本国内で行う投票については、在外選挙人名簿との対照、在外選挙人証の提示、在外選
挙人証への必要事項の記入等、一般的の選挙人と異なる手続きが必要となるため、その受付等の経路につ
いて十分に検討しておくこと。

また、総務省が作成した郵便等による在外投票用の投票用紙等を誤って交付するといったことがないよ
う万全を期すること。

⑤ 投票管理者席、投票立会人席、各係席等を明記しておくとともに、選挙人に投票順路、出入口等の表示
が一見して分かるよう案内図等を掲示しておくこと。

⑥ 投票記載所は、選挙人の投票の秘密が保持できるよう十分配慮すること。

⑦ 投票所内及び投票記載台における選挙区選挙の候補者氏名等の掲示及び比例代表選挙の政党等名称等の
掲示に当たっては、その内容に誤りがないか確認すること。

⑧ 選挙人への投票の記載方法を分かりやすく周知するよう工夫すること。

- ⑨ 投票箱の表示に当たっては、「投票事務取扱要領」により表示をすること。
- ⑩ 視力障害者に対する便宜供与の一つとして、点字による選挙区選挙の候補者の名簿及び比例代表選挙の参議院名簿届出政党等の名簿を作成し、送付するので、別途通知するところにより取り扱うこと。
- ⑪ 投票所には必ず時計を用意し、投票所の開閉は、投票所の入口を確認して正確に行うこと。
- ⑫ 日没後においても、選挙人が投票しやすいよう、案内や照明を設けること。
- ⑬ 歩行が困難な方の便宜のため、仮設スロープの設置等に配慮すること。（「6その他」参照）

オ 投票の開始

- ① 投票所を開く時刻になったら、投票管理者は投票立会人が2人以上参集していることを確認すること。この場合、投票立会人が2人に達しないときは、投票管理者は、直ちに2人に達するまで当該投票区の選挙人名簿に登録されている者の中から選任すること。
- ② 最初に到着した選挙人の面前で、全ての投票箱に何も入っていないことを確認（空虚確認）し、その旨当該選挙人に文書で証明してもらうこと。
- ③ 選挙人名簿との対照に当たっては、入場券のみに頼ることなく、入場券、選挙人名簿等の記載内容のほか、本人の申し立てている内容と本人自身とをよく見比べるなどして当該選挙人本人であることを確認すること。
- また、投票所内が混雑してきた場合においても、名簿対照が終了するまでは投票用紙を交付しないこと。
- ④ 選挙人が他の選挙人の投票状況等を容易に確認できる方法で対照事務を行わないこと。
- ⑤ 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合は、当該選挙人の転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている事実があれば元の住所地で投票させることができないので、この点を本人に確かめるとともに、二重登録の可能性のある者については、事前に転出先の市町村と連絡をとって登録の有無を確認しておくこと。
- ⑥ 補正登録すべき者があった場合は、市町村委員会は直ちに選挙人名簿に登録するとともに、その旨告示すること。
- ⑦ 投票用紙を交付するに当たっては、選挙区選挙と比例代表選挙とは別々に交付するとともに、それぞれ所定の用紙であることを確認して交付すること。
交付の際は、選挙人に黙って渡さず、1枚ずつ「これは選挙区選挙の投票用紙です。候補者の氏名を記入してください。」、「これは比例代表選挙の投票用紙です。参議院名簿登載者の氏名又は（参議院議員名簿届出）政党等の名称か略称を記入してください。」といったように、はっきりと相手に説明する等、選挙人が投票の記載方法を誤らないよう配慮すること。
- ⑧ 選挙人から点字で投票したい旨の申出があったときは、点字投票と右肩に刷り込まれた点字投票用紙に、選挙名を表示する点字シールを貼付して交付すること。
この場合、誤って他の選挙の点字シールを貼らないよう、投票用紙と点字シールの印字及び色をよく確認するとともに、必ず投票用紙の右上から右下の方向に貼り付けること。
また、交付の際、交付係から上記⑦の説明に加え、口頭で「この投票用紙は選挙区選挙です。点字で"サンギイン センキョク"と選挙の種類が表示しておりますのでご確認ください。」等と説明すること。
- ⑨ 代理投票は、身体の故障又は非識字者であるため自書することができない者に限られること。
代理投票の申請があった場合は、投票管理者は投票立会人の意見を聴いて代理投票を行わせるかどうか決定するとともに、別に補助者2人を本人の承諾を得て選任しなければならないこと。

カ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、投票所閉鎖時刻になつたら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票管理者は、不在者投票及び在外投票の受理、不受理の決定に当たっては、投票立会人の意見を聴いて決定すること。
- ③ 投票箱は、そのふたを閉じた後は、絶対に開いてはならないこと。
- ④ 投票管理者及び投票立会人は、選挙区選挙及び比例代表選挙それぞれの投票録を正副2通作成し、署名すること。
また、指定在外選挙投票区における投票所投票録は、一般的のものとは様式が異なっているので注意すること。
なお、投票録に記載する選挙当日有権者数には、失権者を含まないが、期日前投票を行った者のうち選挙期日までに選挙権を失った者は含まれるので注意すること。
- ⑤ 投票箱は、投票管理者が投票立会人とともに開票管理者に送致すること。
この場合、送致目録を作成し、投票録等必要書類も併せて送致すること。

(2) 期日前投票所における投票

ア 投票管理者及び職務代理人

- ① 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の委員会が選任すること。
また、職務代理人についてはこれと異なり、当該選挙の選挙権を有する者に限られているので注意すること。
なお、いずれの者についても、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。
- ② 期日前投票所は、当日投票と同様に確定投票であることから、選挙期日当日の投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

イ 投票立会人

- ① 市町村委員会は、選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任すること。
なお、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。
- ② 投票立会人の職務内容は、投票手続きの立会い等を行うことであるが、毎日投票箱のかぎの封印を行う点と期日前投票の期間の末日において投票箱の送致にあたる必要のない点が異なるので留意すること。

ウ 期日前投票所の設備等

- ① 期日前投票所の門戸においても、必ず選挙区選挙と比例代表選挙の両選挙名の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ② 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙とが別々に行われるようになるとともに、在外投票に関し、指定した期日前投票所においては、受付等の経路についても十分に検討しておくこと。
また、総務省が作成した郵便による在外投票用の投票用紙等を誤って交付するといったことがないよう万全を期すること。
- ③ 選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日まで、期日前投票所内の適当な箇所に選挙区選挙の候補者氏名及び党派名並びに比例代表選挙の政党等の名称、略称及び名簿登載者の氏名を掲示すること。
- ④ 期日前投票所における投票については、選挙期日当日の投票と同様に仮投票の制度が適用されること。

エ 投票の開始

投票箱の空虚確認は、期日前投票期間の初日のみではなく、投票箱の追加を行う場合には、その都度投票を行う前にその手続を行う必要があること。また、投票箱に何も入っていないことを確認し、その旨を選挙人に文書で証明してもらうこと。

オ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、期日前投票所を閉じるべき時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「期日前投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票箱の閉鎖後は、一のかぎは投票管理者が封印し、他のかぎは投票立会人が封印することになること。
- ③ 投票箱を閉鎖してから翌日に開くまでの保管方法としては、原則として期日前投票所においてそのまま保管することとなるが、保管のため必要があれば期日前投票所外の金庫等に入れて保管することも可能であること。
- ④ 投票管理者は、期日前投票を行う各日に選挙区選挙及び比例代表選挙それぞれの期日前投票所投票録を正副2通作成し、投票立会人とともに署名すること。
なお、指定在外選挙投票区における期日前投票所投票録は、一般的のものとは様式が異なるので注意すること。
- ⑤ 投票箱は、期日前投票の期間の末日において、期日前投票所を閉鎖した後に、投票管理者が市町村委員会へ送致し、選挙の期日に市町村委員会が開票管理者へ送致すること。
この場合、送致目録を作成し、封印をしたかぎ、投票録等についても併せて送致すること。

2 開票事務

開票事務の取扱いについては、別途配布する「開票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 開票管理者及び職務代理者

- ア 開票管理者及び職務代理者の選任に当たっては、各選挙ごとに当該選挙の選挙権を有する者の中から、市町村委員会が選任すること。
この場合、選挙区選挙と比例代表選挙に同一人を選任できること。
イ 開票管理者は、開票事務の最高責任者であって、投票の有効、無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ迅速に処理されているかどうか、会場の秩序が十分保たれているかどうか等、開票事務の全般に渡り常に注意しなければならないこと。
なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。

ウ 開票管理者と職務代理者は同時に席を空けてはならないこと。

(2) 開票立会人

- ア 開票立会人は、選挙区選挙の候補者及び比例代表選挙の名簿届出政党等が、その開票区内の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての本人の承諾書を添付して、選挙期日の前3日目の午後5時までに当該市町村委員会に届け出ることになっていること。
この場合、候補者及び名簿届出政党等は、同一人を開票立会人となるべき者として届け出ることはできないので、届出の受理に当たっては十分注意すること。
イ 開票立会人は、選挙区選挙及び比例代表選挙について常にそれぞれ3人以上10人以下でなければならないこと。
この場合、届出のあった者が10人以下のときは、その者が開票立会人となり、11人以上あるときは、その者の中から市町村委員会がくじにより開票立会人となるべき者10人を定めること。

また、同一の政党等に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、その中から2人をくじで定め、これら以外の者は開票立会人となれないこと。

ここでいう政党等の所属とは、候補者の立候補届出の所属政党等又は名簿届出政党等であって、開票立会人として届け出られた者の所属政党等ではない点に注意すること。

(3) 開票事務従事者

- ア 開票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に選挙事務従事の職務命令を行ってもらいうほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。
イ 開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分説明しておくこと。
また、動きやすい衣服等（ウエア、シューズ等）を着用するよう、事前に指示しておくこと。
- ウ 開票事務従事者は、その身分を明らかにし、関係者以外の入場者と区別するため、一定の記章又は腕章を必ず付けること。
- エ 開票事務従事者は、開票参観人等に疑惑を抱かれるような言動を厳に避けるよう留意すること。

(4) 開票所の設備等

- ア 開票所の門戸には、必ず選挙区選挙と比例代表選挙の両選挙名を表示した標札を掲げておくこと。
- イ 投票点検台等については、開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、高さや配置等を工夫すること。
- ウ 参観人等が投票点検台等に近づくことがないよう措置すること。
- エ 選挙区選挙については、参観人、報道関係者の便宜のために各候補者の得票数を掲示する掲示板等を設けること。

また、比例代表選挙についても、可能な限り掲示を行うこと。

- オ 開票所の照明については特に留意し、不測の停電等に備えて照明器具を必ず用意しておくとともに、必要に応じ、無停電装置等も準備しておくこと。
- カ 参観人は、当該市町村の選挙人であることを要件とするので、受付簿を備え付け、その者の氏名、住所等を記入させること。
- キ 複写機を利用できる開票所にあっては、開票結果一覧表を複写して参観人等に配布するなど、迅速に開票結果を有権者に知らせるよう配慮すること。

(5) 開票の開始

- ア 開票管理者は、既に告示されている開票開始時刻になったら、選挙区選挙及び比例代表選挙の開票立会人がそれぞれ3人以上いること及び全ての投票区の投票箱（期日前投票所の投票箱を含む。）を受領し、異常のないことを確認の上、開票開始宣言をすること。
この場合、それぞれの開票立会人が3人に達しないときは、開票管理者は直ちに3人に達するまで、その開票区内の選挙人名簿に登録されている者の中から選任すること。
- イ 投票箱は全部を一度に開き、まず選挙区選挙と比例代表選挙との投票の分別を行い、その後、各投票区の投票の内容がわからないように混同すること。
この場合、開票管理者は仮投票、代理投票の仮投票並びに投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票及び在外投票がある場合は、当該投票の受理及び不受理を開票立会人の意見を聴いて決定しておくこと。

(6) 投票の処理

- ア 投票の処理は、選挙区選挙を先に行い、その後に比例代表選挙を行うこと。
- イ 投票の処理に当たっては、事前に開票立会人にその事務処理体系を説明の上、事務処理が迅速に行えるよう協力を得ること。
- ウ 疑問票の判定に対処するため、事前に過去の実例及び判例を研究しておくとともに、比例代表選挙の投票の効力の判定方法についても、事前によく研究しておくこと。
- エ 投票の効力は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて、最終的に決定するものであること。
- オ 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。
この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査すること。
- カ 開票管理者は、投票結果の確認が終わったときは、必ず各候補者及び名簿届出政党等の得票数を朗読又は掲示して、開票結果を参観人等に周知すること。
- キ 比例代表選挙の投票の処理は、選挙区選挙の投票と混同する恐れが全くなくなったのを確認した上で開始すること。
- ク 開票管理者は、開票が終了したときは、選挙区選挙及び比例代表選挙それぞれの開票録を正副2通作成し、開票立会人とともに署名すること。

3 投票及び開票速報

- 投票及び開票の速報並びに速報投票区の投票速報（該当市町村のみ）については、別途通知するところによるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 速報担当者

- 県への速報担当者は、投開票オンラインシステムに習熟しておくとともに、県からの電話確認等に的確に対応できるよう、投開票事務の進捗状況を常に把握しておくこと。
また、県との連絡が常時取れるよう体制を整備しておくこと。

(2) 速報の迅速性及び正確性の確保

- 速報の迅速性及び正確性の確保はもちろんのことであるが、報告に当たっては、必ず複数の者と数値の読み合わせを行うとともに、進捗管理を徹底すること。

4 選挙時登録者数及び当日有権者数等の報告

- 参議院選挙における選挙人名簿整理及び当日有権者数の報告については、「第22回参議院議員通常選挙における各種報告等について（通知）」（平成22年5月12日付201000020252号）及び「第22回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理（想定）について（通知）」（平成22年5月25日付第201000018296号）により通知しているところであるので、所定の様式により報告すること。

- (1) 選挙時登録者数については、公示日前日の午前9時30分までに報告すること。（在外選挙人名簿登録者数は公示日の午前9時30分まで）
- (2) 当日有権者数（在外含む。）については、選挙期日前日の午前9時30分までに報告すること。
なお、今回の当日有権者数には、住所移転により表示がなされている者も含まれるので注意すること。

5 開票録等及び確定報告書の検収

- 参議院選挙の開票録等の検収は7月12日に、確定報告書の検収は別途通知するところによりそれを行うこと。（「第22回参議院議員通常選挙における各種報告等について（通知）」（平成22年5月12日付201000020252号））

6 その他

- (1) 投票所は、選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適当な施設を選定して設けることとし、選挙人の便宜のため、例えば土足で出入りができるよう配慮すること。

- (2) 投票所及び開票所は可能な限り1階に設けるとともに、床等に段差がある場合は、高齢者や歩行が困難な身体障害者等の便宜のため、スロープを設置するなど適切な措置を講じること。
- (3) 投票が円滑に行われるようするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示するほか、投票所内においては、投票の順路についての案内や誘導すること。
- (4) 身体等に障害がある選挙人に対しては、付添人も含めて、その対応には十分配慮すること。特に代理投票を行わせる場合には制度の趣旨を十分に説明し、丁寧な対応を行うこと。
- (5) 投票所内における氏名等の掲示に当たっては、当該掲示事項について誤りのないよう万全を期すること。
また、投票所に虫めがねや老眼鏡を備え付けるなど、選挙人が氏名表、政党等名称等掲示の記載内容を容易に確認できるよう、可能な限り便宜を図ること。

(13) 近く執行予定の参議院議員通常選挙において使用する諸物品の輸送計画について (通知)

第201000039813号
平成22年6月3日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

参議院議員通常選挙において使用する諸物品を下記により送付しますので、担当者を派遣して受領してください。

なお、投票用紙の保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることをお願いします。

本通知は、6月24日公示、7月11日選挙期日を想定したものであり、期日等がずれた場合、別途お知らせします。

記

- 1 送付期日
 - 第1回 平成22年6月17日（木）
 - 第2回 平成22年6月29日（火）
 - 第3回 平成22年7月 2日（金）
- 2 送付物品の種類 別紙1のとおり
- 3 送付物品の数量 別紙2のとおり
- 4 送付方法 別紙3のとおり
- 5 輸送計画 別紙4のとおり
- 6 留意点

諸物品の受け渡しに当たっては受領書を徴るので、担当職員は印章を持参すること。また、その際、必要に応じ本人確認を行うので身分証明書を提示すること。

別紙1

送付物品の種類

輸送区分	選挙啓発	番号	送付物品の名称	比例	選挙区	備考
第1回輸送 6月 17日 (木)	選挙物資	1	一般用投票用紙	○	○	
		2	船員用不在者投票用紙	○	○	
		3	点字用投票用紙	○	○	
		4	点字シール	○	○	
		5	不在者投票用外封筒（公印あり）	○	○	
		6	不在者投票用外封筒（公印なし）	○	○	
		7	郵便投票用外封筒（本人用）	○	○	
		8	郵便投票用外封筒（代理記載用）	○	○	
		9	不在者投票用内封筒	○	○	
		10	仮投票用封筒	○	○	
		11	不在者投票事務処理簿（一般）	○	○	
		12	不在者投票事務処理簿（在外）	○	○	
		13	不在者投票に関する調書（一般）	○	○	
		14	不在者投票に関する調書（在外）	○	○	
		15	在外投票に関する調書	○	○	
		16	期日前投票所投票録（一般）	○	○	
		17	期日前投票所投票録（在外）	○	○	
		18	不在者投票証明書用封筒	○		共用
		19	期日前投票宣誓書	○		〃
		20	不在者投票宣誓書・請求書	○		〃
		21	不在者投票証明書	○		〃
		22	投票用紙送付票	○		〃
		23	投票用紙等精算書	○		〃
		24	郵便等投票証明書（本人）	○		〃
		25	郵便等投票証明書（代理記載）	○		〃

	26	引継書	○	〃
啓 發 物 資	1	懸垂幕・横断幕	○	〃
	2	ポスター(県・国作成)	○	〃
	3	啓發物資(ティッシュ)	○	〃
	4	立候補者申入書	○	〃
	5	卓上ミニのぼり	○	〃
	6	うちわ	○	〃
※選挙のしおりは印刷所から直接市町村へ郵送				
第2回 輸送 6月 29日 (火)	選 挙 物 資	1 選挙公報(選挙区・比例)	○	○
第3回 輸送 7月 2日 (金)	投 開 票 関 係 諸 用 紙 等	1 投票所投票録(一般)	○	○
		2 投票所投票録(在外)	○	○
		3 開票録	○	○ 表紙を含む
		4 有効投票決定箋	○	○
		5 無効投票決定箋	○	○
		6 疑問票効力決定箋	○	○
		7 按分票効力決定箋	○	○
		8 得票集計表	○	○
		9 無効投票速報発(受)信票	○	○
		10 政党名・名簿登載者氏名掲示(大)	○	×
		11 政党名・名簿登載者氏名掲示(小)	○	×
		12 点字政党等名称等票	○	× 期日前投票所分を除く
		13 点字候補者氏名票	×	○ 期日前投票所分を除く
		14 投票速報発(受)信票	○	共用

別紙2
選挙区

区分	一般用投票用紙	1 船員不在者投票用紙	2 員不在者投票用紙	3 点字用投票用紙	4 点字シール	5 不在者投票用外封筒(公印有)	6 不在者投票用外封筒(公印無)	7 郵便投票用外封筒(代理人用)	8 郵便投票用外封筒(代理記載用)	9 不在者投票用内封筒	10 仮投票用封筒
鳥取市	161,900	100	300	300	1,500	20	100	20	1,640	195	
米子市	121,100		160	160	1,100		100	20	1,220	90	
倉吉市	42,600		110	110	500		50	10	560	70	
境港市	30,200	100	50	50	400	20	50	10	480	25	
岩美町	11,200	100	10	10	100	20	10	5	135	45	
若桜町	3,900		10	10	70		10	5	85	20	
智頭町	7,400		10	10	90		10	5	105	15	
八頭町	16,900		30	30	180		10	5	195	50	
三朝町	6,500		50	50	90		10	5	105	40	
湯梨浜町	15,300		50	50	210		10	5	225	25	
琴浦町	16,600	100	20	20	240	20	10	5	275	60	
北栄町	13,900		20	20	140		10	5	155	40	
日吉津村	3,000		10	10	20		10	5	35	5	
大山町	16,400		30	30	190		10	5	205	40	
南部町	10,500		20	20	80		10	5	95	20	
伯耆町	10,600		20	20	90		10	5	105	30	
日南町	5,500		10	10	110		10	5	125	65	
日野町	3,800		10	10	40		10	5	55	20	
江府町	3,400		10	10	40		10	5	55	40	
都市計	355,800	200	620	620	3,500	40	300	60	3,900	380	
町村計	144,900	200	310	310	1,690	40	150	75	1,955	515	
合計	500,700	400	930	930	5,190	80	450	135	5,855	895	
予備		200	100	70	310	20	150	65	545	15	
(合計 + 予備)	500,900	500	1,000	1,000	5,500	100	600	200	6,400	910	

区分	11 不在者投票事務処理簿(一般)	12 不在者投票事務処理簿(在外)	13 不在者投票に関する調書(一般)	14 不在者投票に関する調書(在外)	15 在外投票に關する調書	16 期日前投票所投票録(一般)	17 期日前投票所投票録(在外)
鳥取市	190	5	190	5	5	440	50
米子市	90	5	90	5	5	100	50
倉吉市	70	5	70	5	5	50	50
境港市	40	5	30	5	5	50	50
岩美町	50	5	50	5	5	50	50
若桜町	20	5	20	5	5	50	50
智頭町	20	5	20	5	5	50	50
八頭町	50	5	50	5	5	150	50
三朝町	40	5	40	5	5	50	50
湯梨浜町	30	5	30	5	5	50	50
琴浦町	60	5	60	5	5	50	50
北栄町	40	5	40	5	5	50	50
日吉津村	10	5	10	5	5	50	50
大山町	40	5	40	5	5	150	50
南部町	20	5	20	5	5	50	50
伯耆町	40	5	40	5	5	100	50
日南町	70	5	70	5	5	50	50
日野町	20	5	20	5	5	50	50
江府町	50	5	50	5	5	50	50
都市計	390	20	380	20	20	640	200
町村計	560	75	560	75	75	1,000	750
合計	950	95	940	95	95	1,640	950
予備	150	35	160	35	35	60	50
(合計 + 予備)	1,100	130	1,100	130	130	1,700	1,000

比例代表

区分	1 一般用投票用紙	2 船員不在者投票用紙	3 点字用投票用紙	4 点字シール	5 不在者投票用外封筒(公印有)	6 不在者投票用外封筒(公印無)	7 郵便投票用外封筒(代理人用)	8 郵便投票用外封筒(代理記載用)	9 不在者投票用内封筒	10 仮投票用封筒
鳥取市	161,900	100	300	300	1,500	20	100	20	1,640	195
米子市	121,100		160	160	1,100		100	20	1,220	90
倉吉市	42,600		110	110	500		50	10	560	70
境港市	30,200	100	50	50	400	20	50	10	480	25
岩美町	11,200	100	10	10	100	20	10	5	135	45
若桜町	3,900		10	10	70		10	5	85	20
智頭町	7,400		10	10	90		10	5	105	15
八頭町	16,900		30	30	180		10	5	195	50
三朝町	6,500		50	50	90		10	5	105	40
湯梨浜町	15,300		50	50	210		10	5	225	25
琴浦町	16,600	100	20	20	240	20	10	5	275	60
北栄町	13,900		20	20	140		10	5	155	40
日吉津村	3,000		10	10	20		10	5	35	5
大山町	16,400		30	30	190		10	5	205	40
南部町	10,500		20	20	80		10	5	95	20
伯耆町	10,600		20	20	90		10	5	105	30
日南町	5,500		10	10	110		10	5	125	65
日野町	3,800		10	10	40		10	5	55	20
江府町	3,400		10	10	40		10	5	55	40
都市計	355,800	200	620	620	3,500	40	300	60	3,900	380
町村計	144,900	200	310	310	1,690	40	150	75	1,955	515
合計	500,700	400	930	930	5,190	80	450	135	5,855	895
予備	200	100	70	70	310	20	150	65	545	15
(合計 + 予備)	500,900	500	1,000	1,000	5,500	100	600	200	6,400	910

区分	11 不在者投票事務処理簿(一般)	12 不在者投票事務処理簿(在外)	13 不在者投票に関する調書(一般)	14 不在者投票に関する調書(在外)	15 在外投票に關する調書	16 期日前投票所投票録(一般)	17 期日前投票所投票録(在外)
鳥取市	190	5	190	5	5	440	50
米子市	90	5	90	5	5	100	50
倉吉市	70	5	70	5	5	50	50
境港市	40	5	30	5	5	50	50
岩美町	50	5	50	5	5	50	50
若桜町	20	5	20	5	5	50	50
智頭町	20	5	20	5	5	50	50
八頭町	50	5	50	5	5	150	50
三朝町	40	5	40	5	5	50	50
湯梨浜町	30	5	30	5	5	50	50
琴浦町	60	5	60	5	5	50	50
北栄町	40	5	40	5	5	50	50
日吉津村	10	5	10	5	5	50	50
大山町	40	5	40	5	5	150	50
南部町	20	5	20	5	5	50	50
伯耆町	40	5	40	5	5	100	50
日南町	70	5	70	5	5	50	50
日野町	20	5	20	5	5	50	50
江府町	50	5	50	5	5	50	50
都市計	390	20	380	20	20	640	200
町村計	560	75	560	75	75	1,000	750
合計	950	95	940	95	95	1,640	950
予備	150	35	160	35	35	60	50
(合計 + 予備)	1,100	130	1,100	130	130	1,700	1,000

各選挙共通、啓発物資

区分	1 不在者投票證明書用封筒	2 期日前投票宣誓書	3 不在者投票宣誓書・請求書	4 不在者投票證明書	5 投票用紙送付票	6 投票用紙精算書	7 郵便投票書(本人用)	8 郵便等証明書(代理人記載用)	9 引継書	1 立候補申書
鳥取市	300	35,500	1,520	300	110	110	100	20	30	2
米子市	250	30,400	1,100	250	60	60	100	20	30	2
倉吉市	60	8,000	500	60	50	50	50	10	30	2
境港市	130	8,600	420	130	30	30	50	10	30	
岩美町	20	2,500	120	20	40	40	10	5	30	
若桜町	20	1,100	70	20	20	20	10	5	30	
智頭町	20	3,300	90	20	20	20	10	5	30	
八頭町	25	5,300	180	25	60	60	10	5	30	
三朝町	20	2,100	90	20	30	30	10	5	30	
湯梨浜町	20	3,400	210	20	30	30	10	5	30	
琴浦町	25	3,700	260	25	40	40	10	5	30	
北栄町	25	3,700	140	25	30	30	10	5	30	
日吉津村	20	700	20	20	10	10	10	5	30	
大山町	20	6,200	190	20	60	60	10	5	30	
南部町	20	3,000	80	20	20	20	10	5	30	
伯耆町	20	4,100	90	20	30	30	10	5	30	
日南町	20	1,100	110	20	50	50	10	5	30	
日野町	20	1,200	40	20	30	30	10	5	30	
江府町	20	800	40	20	40	40	10	5	30	
都市計	740	82,500	3,540	740	250	250	300	60	120	6
町村計	315	42,200	1,730	315	510	510	150	75	450	0
合計	1,055	124,700	5,270	1,055	760	760	450	135	570	6
予備	45	300	330	45	40	40	50	25	30	
(合計 + 予備)	1,100	125,000	5,600	1,100	800	800	500	160	600	6

(別紙3)

送付方法

●物資輸送物の受け渡し注意事項

受け渡しに当たっては、受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際、本人確認を行うので身分証明書を提示すること。

1 第1回輸送

鳥取市、岩美町及び八頭郡の三町の選挙管理委員会に対しては、第22会議室（第2庁舎4階）で午前9時から9時30分の間に受け渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受け渡しを行う。

2 第2回輸送（選挙公報（選挙区・比例代表））

○選挙公報（選挙区）

鳥取市、岩美町及び八頭郡の三町の選挙管理委員会に対しては、別に指定する印刷所で直接受け渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受け渡しを行う。

○選挙公報（比例区）

東部・西部地区の選挙管理委員会に対しては、別に指定する印刷所で直接受け渡しを行う。

中部地区の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受け渡しを行う。

3 第3回輸送

鳥取市、岩美町及び八頭郡の三町の選挙管理委員会に対しては、第34会議室（第2庁舎4階）で午前9時から9時30分の間に受け渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受け渡しを行う。

※ 受け渡し場所、時間等については、後日案内することとする。

(別紙4)

輸送日程等

(注) 下記の日程と時間は変更となることがあります。

(1) 日 程

輸送の名称	輸送日	輸送方法
第1回輸送	平成22年6月17日（木）	県庁出発
第2回輸送	平成22年6月29日（火）	印刷所出発
第3回輸送	平成22年7月2日（金）	県庁出発

(2) 行 程（第1回目、第2回目共通）

※経路等を変更する場合もあります。

予定時間	受渡場所	受渡市町村
9:00	第1、3回は県庁出発	（トラックは、8:00 県庁着）
9:50	第2回は印刷業者出発 湯梨浜町役場	（トラックは、8:00 印刷業者着） 湯梨浜町
10:10	倉吉市役所	倉吉市、三朝町
10:40	北栄町役場	北栄町
11:00	琴浦町役場	琴浦町
11:30	大山町役場	大山町
12:00	日吉津村役場	日吉津村
13:30	米子市役所	米子市、境港市
14:00	伯耆町役場	南部町、伯耆町
14:30	江府町役場	江府町
14:50	日野町役場	日南町、日野町

(14) 参議院議員通常選挙における投票速報及び開票速報の取扱いについて(通知)

第201000049898号

平成22年6月22日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

平成22年7月11日執行予定の参議院議員通常選挙の投票速報及び開票速報については、別添の「参議院議員通常選挙 投・開票速報実施要領」により実施しますが、特に下記事項に注意して、この速報が迅速かつ的確に行われますようお願ひいたします。

記

1 一般的な事項

(1) オンライン用端末の時計を正確な時刻に合わせておくこと。

(2) 入力は、必ず入力担当者以外の者との読み合わせにより行うこと。

- (3) 送信者は、メール送信した後、県選管からの「受信確認メール」を確認すること。
- (4) 投開票連絡責任者は、県選管に予め報告した連絡用電話が受け取られるよう常時待機態勢を整えておくこと。
- (5) 送信は、迅速かつ正確に行い、決して忘れたり遅れたりすることのないようにすること。(速報事務に大きな混乱を起こすと同時に、報道機関への公表にも影響するため。)
- (6) 無効投票についても、速報を入れる必要があるので、注意すること。

2 投票速報

- (1) 期日前投票及び不在者投票を含むものであるので、十分に注意すること。

3 開票速報

(1) 選挙区選挙

- ア 開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う「確定報」と開票の中間状況を速報する「中間報」(4市ののみ)の2種類があること。

イ 4市の中間報については、21時30分から30分おきに速報を入れること。

なお、中間報は「開票率0」の場合でも必ず行うこと。

(2) 比例代表選挙

開票速報は、選挙区選挙と同様であること。ただし、中間報は行わないものであること。

4 無効投票速報

- (1) 無効投票速報は、比例代表の開票速報(確定報)に引き続きファクシミリにより行うこと。

- (2) 速報に当たっては、「参議院鳥取県選挙区選出議員選挙無効投票速報発信票」及び「参議院比例代表選出議員選挙無効投票速報発信票」により行うこと。

なお、速報の際は、併せて無効投票率、無効投票速報発信票「合計」、開票速報「投票総数」も速報すること。

この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めること。

5 訂正報

- (1) 訂正報告については、訂正後の数値を入力したチェックリストを印刷し、訂正箇所の当該数字の前に○印をつけて「訂正後」と記入し、訂正前の数字が入った旧チェックリストに「訂正前」と明記したものと併せて、県選管にファクシミリ送信すること。

- (2) ファクシミリ送信後、直ちに、電話により訂正を行う旨と訂正を行う理由を報告すること。

- (3) 県選管からの指示を受けた上で、メールを送信すること。

6 オンライン不通時の速報

- (1) 機会の故障などオンラインによる報告が出来ない場合の報告は、ファクシミリにより実施すること。

- (2) 不通時に備えて、あらかじめデータを入力していない空の帳票を印刷して準備しておくこと。

(15) 参議院議員通常選挙における速報投票区の投票状況の速報の取扱いについて(通知)

第201000049926号

平成22年6月22日

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、八頭町、琴浦町、大山町、日南町選挙管理委員会委員長 あて
鳥取県選挙管理委員会委員長

平成22年7月11日執行予定の参議院議員通常選挙における速報投票区の投票状況に係る速報については、別添の「参議院議員通常選挙推定投票率速報要領」により実施しますので、下記事項に御注意の上、適切に行いうようよろしくお願いします。

記

1 投票日の9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分及び20時に速報を行うこと。

2 速報時刻には、県において定時照会を行うので、速報責任者は、速報時刻の10分前現在で投票者数を確認し、電話口で待機すること。

3 報告に使用する様式

別添のとおり

別添 略

(16) 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙立候補予定者説明会交付資料一覧表

品目	数量
1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙候補者届出書(本人届出)	2
2 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙候補者届出書(推薦届出)	2
3 候補者推薦届出承諾書	2
4 宣誓書	2
5 通称認定申請書	2
6 選挙人名簿登録証明書交付申請書	4
7 選挙人名簿登録証明書	4
8 選挙事務所設置届出書	2
9 選挙事務所異動届出書	5
10 選挙事務所(設置・異動)承諾書	5

11 候補者推薦届出者代表者証明書	5
12 出納責任者選任届出書	2
13 出納責任者異動届出書	2
14 出納責任者（選任・解任）承諾書	2
15 出納責任者職務代行開始届出書	2
16 出納責任者職務代行終止届出書	2
17 個人演説会開催申出書	50
18 個人演説会開催申出の撤回申出書	10
19 開票立会人となるべき者の届出書	30
20 （開票立会人となるべきことの）承諾書	30
21 選挙立会人となるべき者の届出書	2
22 （選挙立会人となるべきことの）承諾書	2
23 政見放送申込書	6
24 候補者経歴書	6
25 選挙公報掲載申請書	2
26 選挙公報掲載文原稿用紙	2
27 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	5
28 自動車燃料代確認申請書	5
29 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	5
30 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	5
31 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	5
32 請求書（選挙運動用自動車の使用）	10
33 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）	5
34 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合、自動車借入）	5
35 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合、燃料代）	5
36 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合、運転手）	5
37 ポスター作成契約届出書	5
38 ポスター作成枚数確認申請書	5
39 ポスター作成証明書	5
40 請求書（ポスターの作成）	5
41 請求内訳書（ポスターの作成）	5
42 ビラ作成契約届出書	5
43 ビラ作成枚数確認申請書	5
44 ビラ作成証明書	5
45 請求書（ビラの作成）	5
46 請求内訳書（ビラの作成）	5
47 選挙用ビラ証紙交付申請書	5
48 選挙用ビラ届出書	5
49 通常葉書作成契約届出書	5
50 通常葉書作成枚数確認申請書	5
51 通常葉書作成証明書	5
52 請求書（通常葉書の作成）	5
53 請求内訳書（通常葉書の作成）	5
54 選挙事務所用立札・看板作成契約届出書	5
55 選挙事務所用立札・看板作成枚数確認申請書	5
56 選挙事務所用立札・看板作成証明書	5
57 請求書（選挙事務所用立札・看板の作成）	5
58 請求内訳書（選挙事務所用立札・看板の作成）	5
59 自動車等取付用立札・看板作成契約届出書	5
60 自動車等取付用立札・看板作成枚数確認申請書	5
61 自動車等取付用立札・看板作成証明書	5
62 請求書（自動車等取付用立札・看板の作成）	5
63 請求内訳書（自動車等取付用立札・看板の作成）	5
64 個人演説会場用立札・看板作成契約届出書	5
65 個人演説会場用立札・看板作成枚数確認申請書	5
66 個人演説会場用立札・看板作成証明書	5
67 請求書（個人演説会場用立札・看板の作成）	5
68 請求内訳書（個人演説会場用立札・看板の作成）	5
69 （報酬を支給する者の）届出書（甲）	10
70 （報酬を支給する者の）届出書（乙）	30
71 選挙運動費用収支報告書 収入（その1）	10

72	選挙運動費用収支報告書 収入 (その2)	10
73	選挙運動費用収支報告書 収入 (その3)	10
74	選挙運動費用収支報告書 支出 (その1)	20
75	選挙運動費用収支報告書 支出 (その2)	10
76	収支報告書記載上の注意事項	1
77	領収書等を微し難い事情があつた支出の明細書 (その1)	5
78	領収書等を微し難い事情があつた支出の明細書 (その2)	5
79	振込明細書に係る支出目的書	20
80	会計帳簿の様式(その1)	1
81	会計帳簿の様式(その2)	1
82	寄附金控除のための確認申請書	1
83	寄附金(税額)控除のための書類	1
84	候補者用通常葉書使用証明書(見本)	1
85	選挙運動用通常葉書差出票(見本)	1
86	新聞広告掲載証明書(見本)	1
87	新聞広告掲載承諾通知書(見本)	1
88	公職の候補者旅客運賃後払証(見本)	1
89	選挙用ビラ証紙交付票(見本)	1
90	第22回参議院議員通常選挙事務処理日程表	1
91	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙候補者の手引	1
92	出納責任者の手引き	1
93	選挙運動用自動車等で街頭演説等を行う場合の道路交通法上の留意事項について	1
94	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における公営の単価等	1
95	点字版「参議院鳥取県選挙区選出議員選挙のお知らせ」製作のために	1
96	各種契約書の書式例	1
97	候補者届出等記載例	1
98	個人演説会を開催することができる公営施設の指定一覧表(5月1日現在)	1

(17) 参議院議員通常選挙政党等関係交付資料一覧

品 目	数 量
1 選挙事務所設置届(名簿届出政党等用)	2
2 選挙事務所異動届(名簿届出政党等用)	2
3 選挙事務所設置届(候補者用)	2
4 選挙事務所異動届(候補者用)	2
5 選挙立会人となるべき者の届出書・承諾書(比例代表)	各 2
6 開票立会人となるべき者の届出書・承諾書(比例代表)	各 2
7 個人演説会開催申出書	6
8 個人演説会開催申出の撤回申出書	6

3 委員会告示及び選挙長告示

(1) 委員会告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第28号	ポスター掲示場にポスターを掲示できる日	法144の2	6.21付号第60号
第27号	選挙人名簿登録基準日等	法22、令14	
第29号	選挙長等の選任	法75、令80、81	6.24付号外第61号
第30号	選挙長等の執務場所	—	
第31号	投票用紙の様式	法45、規則5、選規15	
第32号	投票用封筒等に押すべき印	規則8、10、10の5	
第33号	選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所	法169、172、選規58	
第34号	政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	放規13、14	
第35号	名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	法175、選規66	
第36号	選挙会等の開催場所及び日時	法78	
第37号	選挙運動費用制限額	法194、196、令127	6.24付号外第62号
第38号	選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数	自治法74 等	
第40号	政見放送の日時	放規13、14	6.25付号外第64号
第41号	当選人の住所及び氏名	法101の3	7.13付号外第69号
第51号	選挙運動費用収支報告書の要旨	法192	10.22付号外第90号

(2) 選挙長告示

告示番号	選 挙 長 处 理 事 項	根 拠 法 令	鳥取県公報
第1号	選挙立会人のくじを行う場所及び日時	法76	6.24付号外第61号
第2号	候補者の届出	法86の4	6.25付号外第63号